

## 目 次

○協議経緯	1
○検討状況及び検討結果について	2
<b>第1 大都市事務検討会における検討結果</b>	<b>3</b>
課題1 都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方	
論点1 大都市事務の役割分担のあり方	
論点2 都が行う大都市事務の考え方・範囲	
論点3 役割分担を踏まえた財源配分のあり方	
課題2 調整税の配分割合の決定方法	
論点1 配分割合の決定方法	
論点2 平成18年度の配分割合に反映すべき要素	
課題3 調整税の配分割合の変更	
論点 配分割合の変更事由	
<b>第2 清掃関連経費検討会における検討結果</b>	<b>10</b>
課題1 財源配分に反映されていない経費の取扱い	
論点1 都が財調外で負担している経費（4経費）の取扱い	
論点2 都が財調外で負担している経費（4経費）以外の財源配分に反映されていない経費の取扱い	
課題2 18年度以降の財調算定の取扱い	
<b>第3 小中学校改築等検討会における検討結果</b>	<b>12</b>
課題1 小中学校改築需要急増への対応	
論点1 改築需要の実態及び今後の見込と現行算定の検証・評価	
論点2 将来需要の取扱い	
課題2 都市計画交付金のあり方	
論点1 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分	
論点2 都市計画交付金の今後のあり方	
○検討結果補足資料	
<b>1 大都市事務検討会関係</b>	
(1) 都が行う「大都市事務」について(都案・区案)	17
(2) 都区の考え方対比表	22
(3) 提示事務分類表	52
(4) 都が行う「大都市事務」に係る大都市一般財源	59
<b>2 清掃関連経費検討会関係</b>	
現在都が負担する清掃関連4経費の推移	60
<b>3 小中学校改築等検討会関係</b>	
(1) 小中学校改築経費等の需要見込	61
(2) 小中学校改築等の将来需要推計について(事項別比較表)	62

## 都区協議会（平成12年2月10日）における 5項目の確認事項に関する都区検討会の検討結果について

平成15年3月に都区財政調整協議会幹事会から下命された標記の課題について、平成17年7月までに検討した結果を以下により報告する。

### 1 協議経緯

○平成12年2月10日の都区協議会において、今後、都区間で協議すべき主要な課題として、以下の5項目の課題が確認された。

（5項目の確認事項）

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

○都区双方で確認した5項目の課題に対応するため、平成15年3月に都区財政調整協議会の幹事会のもとに、都区双方の委員からなる課題別の検討組織を設置した。

#### (1) 大都市事務検討会

- ・大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方
- ・大きな制度改正等やどうしても対応できない事態が発生した場合の配分割合の変更

#### (2) 清掃関連経費検討会

- ・都区財源配分に反映されなかった清掃関連経費の扱い

#### (3) 小中学校改築等検討会

- ・小中学校改築需要急増への対応
- ・都市計画交付金のあり方

○検討期間は各検討会とも平成14年度から17年度までの間とし、17年度に行われる都区財政調整協議会までに検討結果を取りまとめることとした。

## 2 検討状況及び結果報告について

- ・都区検討会は、平成15年3月に合同会を開催以来、本年7月までの間に、大都市事務検討会を11回、清掃関連経費検討会及び小中学校改築等検討会をそれぞれ8回開催した。
- ・各検討会においては、都区双方がそれぞれの見解を示しながら議論を進めてきたが、見解の一致点を見出すことは非常に難しく、検討会としての結論をまとめるまでに至らなかった。
- ・このため、都区検討会の検討結果については、各課題の論点ごとに、都区双方から示された主な見解をまとめるとともに、見解の相違するポイントを整理して報告することとする。

## 第1 大都市事務検討会における検討結果

### 課題1 都区の大都市事務の役割分担及び大都市事務の考え方

#### 論点1 大都市事務の役割分担のあり方

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法の規定は都区の役割分担の原則を定めたものであり、都が行う事務を大都市事務か府県事務かを整理するためのものではない。</li> <li>・自治法の規定は、個別の事務を捉えて、都が行う事務を限定するものではない。</li> <li>・都に配分された財源は、都の一般財源であり、都が必要と考える事務に活用していくべきものである。都が行う事務を整理するためという理由で、区に協議する必要はない。</li> <li>・都は独立した自治体としての責任において、大都市地域の一体性・統一性の確保の観点から、大都市のための事務を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法の原則により、住民に身近な事務は特別区が優先して担い、都が行う市町村事務（大都市事務）は限定されることが明確となった。都区の役割分担を明確化するためには、自治法の原則に則って都が限定的に行う大都市事務を明確化する必要がある。</li> <li>・自治法改正時の説明で、法令に根拠のない事務の分担は、具体的に都区の協議により定めるとされている。</li> <li>・自治法の原則に則った役割分担と財源配分を、都区合意のもとに住民に対して明確化し、その範囲の中で、都区それぞれが責任を持って事務を執行すべきである。</li> <li>・都が行う大都市事務を府県事務と区分して明確化することを否定し、都が全くの任意で市町村財源を使えるとする主張は、役割分担と行政責任の明確化を図った12年制度改革の意義を根本から否定するものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法の規定から都が行う大都市事務をどう捉えるか</li> <li>・大都市事務を府県事務と区分して整理・明確化する必要があるか</li> <li>・大都市事務を整理するために都が行う個別事務について都区協議を行う必要があるか</li> </ul>

論点2 都が行う大都市事務の考え方・範囲

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法では、都が行う大都市事務を「市町村が一般的に処理する事務」と規定しているが、これは都区の役割分担の考え方の一般的原則を定めたものである。都が実際に行う事務の範囲については、大都市東京における膨大な行政需要や税収の大きさなどを踏まえて考える必要がある。</li> <li>・自治体が行う事務は、住民ニーズはもとより、その自治体の人口規模や財政力によって地域ごとに大きく異なるものである。</li> <li>・特別区の区域は、大阪、横浜を上回る人口規模、財政力を有しており、この区域を一体として捉えると、政令指定都市を上回る実態があることから、指定都市が行っている事務を参考に大都市事務を選定した。</li> <li>・区側は、都が行う大都市事務の判断にあたって、全国的な府県と市町村の分担関係に基づき按分するものと、特別区の区域における特殊性を踏まえて按分するものと判別する基準が明確でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が行う大都市事務は、自治法により「一般的に市町村が処理する事務」の範囲で、かつ、都が一体的に処理することが必要な事務である。法の定めは一般的原則で、実際の範囲は異なるという主張は、法の原則を有名無実化するものである。</li> <li>・他に例のない人口規模等を有する巨大都市地域であるがゆえに都区制度が設けられたという前提を外し、全く異なる政令指定都市制度の考え方を持ち込む架空の議論は、制度論として矛盾する。</li> <li>・法令上府県事務とされる政令指定都市の事務を、架空の政令指定都市を想定して「市の事務」とすることは、法制度を逸脱する。</li> <li>・他の府県をはるかに上回る府県財源を有しながら、特別区の区域で府県事務の役割が少ないのはバランスを欠く。</li> <li>・都が行う大都市事務の自治法上の要件の一つである「一般的に市町村が処理する事務であるか否か」については、法令、事業の性質、都と特別区の分担状況、全国の府県と市町村の分担状況、特別区の区域の特殊性等を踏まえて総合的に判断する必要がある。</li> <li>・都側の提示には、政令指定都市の事務や区に対する補助金等、大都市事務とする根拠に欠けるものが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が行う大都市事務の範囲を具体的にどう整理するか</li> </ul> <p>(政令指定都市が行う事務等)</p>

論点2 都が行う大都市事務の考え方・範囲（つづき）

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法上、事業所税は「都を指定都市等とみなして」課税することになっており、その用途は都市高速鉄道や市場、河川、社会福祉施設等に充当しなければならないが、区はこれらの事務のうち、事業費の一部のみが大都市事務としていたり、全額府県事務であると主張している。</li> <li>事業所税や都市計画税を充当できる事業は、地方税法に定められているものであり一般の市町村が実施する事業にとどまらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都は、大都市事務を実施するために事業所税を課税しているのだから、その用途は、地方税法で定めるものの他、自治法で定める「大都市事務」の範囲に限定され、政令指定都市の事務は含まれない。本来市町村目的税である都市計画税も同様であり、その用途は自治法で定める範囲に限定される。</li> <li>自治法の制限を受けず、「一般的に市町村が行う事務」の範囲に限られないとする都側の主張は、自治法の規定を否定するものである。</li> </ul>	<p>（事業所税、都市計画税）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業、事務処理特例交付金という事業の形態で捉えるのではなく、事業の内容や政令指定都市などの大都市において、補助等を受けずに市が自ら対応すべきものかどうかで判断している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金及び事務処理特例交付金は、事業の形態、性格、法令のすべてから見て、府県事務である。</li> <li>法令等で都道府県の負担とされているものを、法的な根拠もなく「市」の負担とすることはできない。</li> </ul>	<p>（補助事業、事務処理特例交付金）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都が都内全域を対象として行う事務であっても、特別区の区域を一体として捉えた場合、政令市等の事例から市自らが実施すべき事務と考えられるものは「大都市事務」とした。</li> <li>特別区の区域では「大都市事務」として実施し、それ以外の区域では、区部との均衡から「府県事務」として実施する場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都が都内市町村地域で「府県事務」として行っているものは、大都市事務の自治法上の要件である「一般的に市町村が処理する事務」とは言えないので、大都市事務には該当しない。</li> <li>同一事務でありながら、都内市町村地域でのみ府県財源を使うことは、特別区と都内市町村の住民間に受益と負担の不均衡を招くことになる。</li> </ul>	<p>（都内全域を対象にした事務）</p>

論点2 都が行う大都市事務の考え方・範囲（つづき）

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>各區が実施する事務と、都が一体的に行う事務では、事業の目的、対象が必ずしも同一ではなく、重複して行っているとは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度上、都が行う大都市事務は、各區が実施するのではなく、都が一体的に行う必要があるとされるものであるから、都區が重複して「大都市事務」を行うとするのは、基本的に法制度と矛盾する。</li> <li>一般的に区市町村が行う事務の範囲を超える広域的・大規模な都の事務は、「府県事務」である。</li> </ul>	<p>（大都市事務の重複）</p>

論点3 役割分担を踏まえた財源配分のあり方

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<p>12年の都区制度改革の趣旨や都区の役割分担、従来からの都区財政調整制度の運用などを踏まえ、都区双方が自らの責任のもと、社会経済情勢の変動や住民ニーズ等の変化に対応していく観点から議論していく必要がある。</p>	<p>都区の財源配分は、①特別区がひとしくその行うべき事務を遂行できるように調整税を配分する、②都に留保される事務の財源を都に留保する、③配分割合は都区の市町村事務の分担に応じて協議により定めるという基本原則により、都区の役割分担の整理を、適切に財源配分に反映する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都区の役割分担を踏まえた財源配分をどのように具体化するか</li> </ul>

## 課題 2 調整税の配分割合の決定方法

### 論点 1 配分割合の決定方法

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>• 都の行う大都市事務の範囲については、都区間で見解の相違があり、互いが共通認識の下で、大都市事務を具体的に整理し明確化していくことは困難である。</li><li>• 平成 12 年度以降、現行の配分割合のもとで、都区双方が自らの責任において、それぞれの役割を担いながら、それぞれの行政課題に対応してきたところである。</li><li>• 現行配分割合を基本として、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分又は役割分担の大幅な変更等、都区間配分を見直す状況が生じているのかどうか十分に勘案の上、現行配分割合の見直しが必要かどうか議論すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自治法から導かれる役割分担と財源配分の基本原則、及び平成 12 年制度改革に至る協議経緯や主要 5 課題を確認した趣旨を踏まえ、平成 18 年度の配分割合は、都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、平成 12 年度に配分割合に反映されなかった要素、及び平成 12 年度以降の変動要素を、適切に反映させて決定する必要がある。</li><li>• 「都区双方の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」は、都区制度の根幹に係る課題であり、これを未解決にしたまま現実的対応を図るという考え方は容認できない。</li><li>• 特別区のみ需要と収入を計って配分割合を決め、残る財源は当然に都が留保するという考え方は、財源配分の基本原則に反する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 18 年度の配分割合をどのように決めるか</li></ul>



論点2 平成18年度の配分割合に反映すべき要素

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が財調外で負担する清掃事業関連経費は、18年度以降、特別区に具体的な需要が発生する事項について、検討事項とするべきである。退職手当以外は、財調の基準財政需要額に算定する必要のある事項はない。</li> <li>・小中学校改築需要急増に現実的に対応する手法などについては議論すべきであるが、基本的な算定部分を見直さなければできないとは考えていない。</li> <li>・12年度以降に生じた変動要素は既に財調算定しており、対応を検討する事項ではない。</li> <li>・今後見込まれる介護保険制度の見直しや三位一体改革は、具体的影響が勘案できる状況でなく、影響が明らかになった時点で判断していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の要素を、配分割合に反映する必要がある。</li> <li>①都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方（都区の役割分担の整理）</li> <li>②12年度に配分割合に反映されなかった要素 （清掃関連4経費、灰溶融施設関連経費、中継施設改築等経費、小中学校改築需要急増への対応経費など）</li> <li>③12年度以降に生じた変動要素 （児童扶養手当事務の移管、公立保育所運営費等に係る三位一体改革の影響など）</li> <li>④今後見込まれる変動要素 （介護保険制度の見直し、今後の三位一体改革の影響など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度の配分割合に反映すべき具体的な要素は何か</li> </ul>

### 課題3 調整税の配分割合の変更

#### 論点 配分割合の変更事由

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の配分割合は中期的に安定的なものとして、「都区制度改革実施大綱」に定める要素以外は、一定期間継続されるもの。</li> <li>・ 大綱の内容を踏まえると、配分割合の変更については限定的なものと考えらるべきであり、都区双方がどうしても対応できない場合に限って、具体的な事案に即して検討するべきものである。</li> <li>・ 配分割合の変更の具体的方法については、変更事由が生じた際に、都区の協議によって決めていくべきものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配分割合は、期間を定めて固定するものでなく、大規模な税財政制度の改正や事務配分・役割分担の大幅な変更など、一定の変更事由があれば、都区協議を経て変更しうることを都区制度改革前の検討の際に、都区間で合意・整理している。</li> <li>・ 「都区双方がどうしても対応できない場合に限って」というような配分割合の変更条件は存在しない。</li> <li>・ 配分割合の変更については、都区制度改革前の検討の際に都区間で合意・整理した方法に基づいて、都区の協議で決めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配分割合の変更はどのような場合に行うか</li> </ul>

## 第2 清掃関連経費検討会における検討結果

### 課題1 財源配分に反映されていない経費の取扱い

#### 論点1 都が財調外で負担している経費（4経費）の取扱い （各経費及び財源の18年度以降の取扱い）

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>第8回検討会の区側発言にもあるように、平成12年2月10日開催の都区協議会において、18年度の配分割合を57%とすることで都区が合意したという事実はない。このことから、「都に執行を委ねた4経費の財源745億円は暫定的に都に留保された財源である」という区側の見解も、都区で合意したものではない。</li> <li>都区財政調整制度上、区への財源配分は特別区財政調整交付金の交付により行われることから、4経費を区の財源配分に反映させるためには、4経費に係る基準財政需要額が存在するかどうかは課題となる。この基準財政需要額は、4経費により処理する事務が区に移管され、ごみ収集作業経費等と同様に、区が4経費を実際に負担することにより算定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都区制度改革時に都総務局長が、新しい配分割合が52%となるとの説明を行ったうえで、財調の財源配分に反映されないが、都が負担する4経費を合わせると、「実質的には合計で57%となる」と説明した。この区側の配分割合についての説明を踏まえ、区の財源配分に反映させる課題として整理することを都区協議会で確認したものである。</li> <li>4経費の財源745億円は、大都市事務に充当される一般財源であり、特例期間中の経過的対応として、都に執行を委ねた清掃関連経費の財源として、都に留保したものである。</li> <li>都が負担する既発債償還経費等は順次終了し、縮小、消滅することは明白であり、都に4経費の財源を残す理由はない。また4経費は、区に移管された清掃事業に関連する経費であり、18年度以降、都が「大都市事務」として執行する法令上の根拠に欠ける。このため、4経費の財源は、区側の配分割合に反映させ、区が引き継ぐ事務経費や清掃一組の償還費等の清掃関連事業をはじめ、区側の切実な需要の財源とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4経費に係る財源配分上の課題をどのように捉えるか</li> <li>18年度以降の4経費の財源の取扱いをどうするか。</li> </ul>

論点1 都が財調外で負担している経費（4経費）の取扱い（つづき）

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>都が財調外で負担している4経費のうち、区が負担できる経費は退職手当のみである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既発債償還等の4経費の事務は、18年度以降、清掃事業の実施主体である区が引き継ぐことが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4経費のうち区が引き継ぐ経費は何か</li> </ul>

論点2 都が財調外で負担している経費（4経費）以外の財源配分に反映されていない経費の取扱い（灰溶融施設関連経費及び中継施設改築・大規模改修経費）

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>灰溶融施設関連経費については、焼却残灰の処理方法の変更であり、直ちに財源配分に直結するものとは認識していない。</li> <li>中継施設については、直ちに財源配分に反映すべき課題との認識はないが、区側からの具体的な提案を踏まえて検討すべきものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12年協議で区側の財源配分に反映することができなかった経費であるため、区側の将来需要を踏まえ、区側の配分割合に反映させ、適切に需要算定すべきである。</li> <li>12年協議で区側の財源配分に反映することができなかった経費であるため、区側の配分割合に反映させ、適切に需要算定すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源配分に反映させる必要があるかどうか</li> </ul>

課題2 18年度以降の財調算定の取扱い

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>標準区モデルの設定、清掃事業に従事する都派遣職員の身分切り替えに伴う対応、処理処分費の標準区経費化の3点が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4経費及び4経費以外の経費に係る財源配分上の整理を踏まえ、区間配分の課題として需要算定のあり方を整理する。</li> <li>人件費、収集運搬経費、処理処分費を中心に、特例期間中の実施状況を踏まえ見直しを行う。</li> </ul>	<p>—</p>

### 第3 小中学校改築等検討会における検討結果

#### 課題1 小中学校改築需要急増への対応

##### 論点1 改築需要の実態及び今後の見込と現行算定の検証・評価

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>9年度財調協議での繰り延べ問題に係る都区の確認事項は、12年度までの協議で一定の決着をみており、その際に改築経費等の将来需要分としての算定額が財源配分に反映されたものである。</li> <li>財調の改築単価等の現行算定額は、一定の基準に基づき算定しており、適切である。現行算定の将来需要分の検証を行った結果、平成58年度までの改築等の需要について、現行の算定額で充足していることが確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の協議で現行の算定内容を合意したのは改築需要急増への対応について「都区間の財源配分に係る課題として十分協議する」ことを都区で確認したからであり、平成12年制度改革に至る協議の経緯や主要5課題を確認した趣旨を踏まえて具体策を協議すべきである。</li> <li>現行算定は、実態調査から見ても単価が著しく低く、起債の償還費が見られていない等の問題があり、またピーク期への措置に欠けるため、到底、改築需要の急増に現実的に対応できるものとなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行算定をどう評価しているか</li> </ul>

論点2 将来需要の取扱い

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>将来需要について、統廃合により学校数が減少すれば、一般的には改築が必要な事業量が減少し、それに伴い経費も減少する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校は標準規模に合わせて機械的に適正配置ができるものではなく、少人数教育のニーズや学校教育を取り巻く環境の変化等を考慮する必要がある、現在計画されている統廃合による減少を加味したとしても、大きく学校数が減少するとは考えにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の児童・生徒数や学校数の推移をどう考慮すべきか</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、都区双方の考え方やそれに基づく数値が大きく相違しており、具体的な算定の仕方について議論できる段階ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面する20年間の改築需要急増期に現実的に対応するためには、単価の是正、起債償還費の算定、ピーク期に対応した集中的な需要算定等が必要であるため、現行算定額に845億円の上積みを図るべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来需要急増に対する算定はどうあるべきか</li> </ul>

## 課題2 都市計画交付金のあり方

### 論点1 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画事業の実施状況は、事業の長期性、変動性、地域性などの性格や都区がそれぞれ果たすべき役割など、様々な要素を考慮しながら考えるべきものである。</li> <li>・仮に事業費という要素をみても、年度間の変動も激しく、将来需要も予測しがたいほか、各地域における傾向も一樣ではないことなどから、必ずしも長期間に及ぶ都市計画事業のあり様を正確に表すものではない。</li> <li>・そもそも、都市計画事業は投資的経費であることから、社会経済状況の変動による影響はもとより、財政状況等による政策的判断による影響を受けやすい。また、コスト縮減などの行政改革の取組みも必要となっている。その影響や取組み状況が、事業費の増減に直接影響する。</li> <li>・よって、実施状況を捉えることは非常に難しい問題だと考える。</li> <li>・事業費の決算をもって、財源を分け合うという考え方にはなじまないと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画事業の年度間変動が激しいのは事業の性格上当然であるが、都市計画税は安定した財源であり、実績に応じた配分は可能である。</li> <li>・都は、年度間で大きく変動する事業費に対して、国庫支出金や地方債を充てながら一般財源負担を平準化し、安定した一般財源である都市計画税を最大限活用している。この一般財源負担について、都区双方の実施状況に見合った配分を求めているものであり、事業費の増減があることをもって実施状況を捉えることが困難であるとする論拠にはならない。</li> <li>・実施状況そのものは客観的な事実であり、これを明らかにできない理由はない。実施状況に応じた配分が困難かどうかは、実施状況を示したうえでなければ判断できない。</li> <li>・都の都市計画税の充当状況から見ても、区に対する都市計画交付金の運用とのアンバランスは明確である。</li> <li>・実施状況を捉えることが困難とするのであれば、当面、決算統計上の都市計画費のうちの普通建設事業費の割合を都区の都市計画事業の実績比率とみなすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況及び実施状況に見合った配分をどう捉えるか</li> </ul>

## 論点2 都市計画交付金の今後のあり方

都の見解	区の見解	相違点のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度は各区の都市計画事業の進捗に対応した制度である。</li> <li>・ 特別区における都市計画事業は、基本的に都市計画交付金の対象事業と都区財政調整上、算定するものに整理されており、特別区における都市計画事業の円滑な促進という観点に立って、今後も現行制度の枠組みを維持していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画税の本来の性質を踏まえて、大都市事務として実施している都区双方の都市計画事業の分担や実績に見合うよう都市計画税の2割相当の規模まで交付金を増額し、合わせて、交付率や交付対象事業の範囲などを見直すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画交付金は今後どうあるべきか</li> </ul>



(平成17年6月10日現在)

## 都が行う「大都市事務」について(都案・区案)

単位:百万円

項 目		都 案	区 案	都案 - 区案
大都市事務数		232事務	33事務	196事務
大都市事務の一般財源所要額		1,196,350	680,254	516,096
大都市一般財源	調整3税等	1,477,240	1,477,240	0
	調整3税等以外	360,795	315,564	45,231
都が留保する大都市一般財源		1,069,870	1,024,639	45,231

※ 「大都市事務数」は、事務の一部のみを「大都市事務」とするものを含む。

※ 「調整3税等」は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	51,293	51,293	0	⑧	土地取引状況調査	1	0	1
2	水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	1,990	1,562	428	⑨	開発審査会の運営	7	0	7
3	工業用水道事業(工業用水道事業会計支出金)	955	398	557	⑩	運輸事業振興助成交付金	954	0	954
4	下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	194,407	194,407	0	⑪	区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	40	0	40
5 -	市場・と場	4,686	544	4,142	⑫	踏切対策基本調査	24	0	24
1	中央卸売市場会計支出金	1,659	544	1,115	⑬	管理費等	12	0	12
2	と場会計繰出金	3,027	0	3,027	7	都市再生緊急整備事業等		0	0
6	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち都が処理しているもの	327	0	327	①	都市再生緊急整備事業	256	0	256
7 -	道路	48,063	17,918	30,145	②	区部周辺部新たな公共交通の検討調査	20	0	20
1	道路管理	28,035	11,046	16,989	③	アジア大都市ネットワーク21共同事業	8	0	8
2	道路清掃	2,935	1,156	1,779	④	首都圏メガロポリスの圏域づくり	6	0	6
3	街路(首都高関連街路含む)	13,674	4,005	9,669	⑤	都市計画公園緑地緑の実態と緑資源動向調査	20	0	20
4	首都高速道路公団出資等	3,087	1,544	1,543	⑥	総合都市交通体系調査	27	0	27
5	集中的な渋滞対策	149	75	74	⑦	外環及び周辺まちづくりに関する調査	12	0	12
6	違法駐車対策の推進	183	92	91	⑧	管理費等	4	0	4
8 -	交通	39,687	19,021	20,666	8	都市改造	10,255	10,255	0
1	交通事業会計支出金等	26,614	16,015	10,599	9	代替地購入費等	33,681	0	33,681
2	日暮里・舎人線整備事業	146	18	128	10 -	東京港	12,610	3,518	9,092
3	地下高速鉄道建設助成	12,927	2,988	9,939	1	東京港港湾施設建設管理	5,540	2,770	2,770
9 -	都市整備	48,518	10,862	37,656	2	東京港海岸保全	1,495	748	747
1	都市開発資金会計繰出金等	1,175	504	671	3	東京港廃棄物処理場建設	5,575	0	5,575
2	都市防災施設整備事業	505	55	450	11 -	河川	6,929	0	6,929
3	住宅市街地総合整備事業	10	0	10	1	河川	6,607	0	6,607
4	土地区画整理事業助成	1,216	0	1,216	2	河川清掃	322	0	322
5	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	120	48	72	12 -	公園等	21,606	13,394	8,212
6	都市計画法に基づく開発行為に関する事務等				1	公園	20,034	13,459	6,575
①	都市計画法に基づく許可及び指導監察	30	0	30	2	動物園	1,701	0	1,701
②	宅地造成等規制法に基づく許可及び指導監察	20	0	20	3	霊園	△ 129	△ 65	△ 64
③	屋外広告物指導事務	30	0	30	13 -	住宅	16,677	6,205	10,472
④	東京都土地利用審査会の運営等	26	0	26	1	住宅	16,407	6,205	10,202
⑤	土地取引の届出等の事務	43	0	43	2	既設都営住宅移管	270	0	270
⑥	遊休土地に関する事務	7	0	7	14 -	清掃	1,160	1,243	△ 83
⑦	土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	9	0	9	1	特別区清掃事業臨時特例交付金	1,243	1,243	0
					2	廃棄物処理(一般廃棄物)	△ 83	0	△ 83

※ 都案、区案の欄は、大都市事務経費の一般財源所要額。

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
15 -	環境対策	4,325	0	4,325	3	現代美術館	466	0	466
1	大気汚染対策				4	東京文化会館	299	0	299
①	総合企画及び総合調整等(自動車)	168	0	168	5	東京芸術劇場	440	0	440
②	自動車交通量対策	2	0	2	6	日比谷図書館	97	0	97
③	自動車単体対策の推進	3,063	0	3,063	21	東京国際フォーラムの運営等	787	0	787
④	ディーゼル車対策融資あっせん	404	0	404	22 -	スポーツ振興施設の運営等	1,041	0	1,041
⑤	自動車燃料対策の推進	2	0	2	1	東京体育館	265	0	265
⑥	道路沿道環境対策	10	0	10	2	駒沢公園総合運動場	276	0	276
⑦	大気環境改善指導	22	0	22	3	東京武道館	174	0	174
⑧	大気環境監視対策	407	0	407	4	辰巳国際水泳場	255	0	255
2	騒音振動対策	3	0	3	5	財団事務局	71	0	71
3	土壌・地下水汚染対策	71	0	71	23 -	学校	41,706	1,605	40,101
4	水環境対策の推進	173	0	173	1	大学の運営等	6,730	0	6,730
16	公衆浴場対策	207	0	207	2	高等学校の運営等	31,124	0	31,124
17	国際交流				3	工業高等専門学校等の運営等	903	0	903
	アジア大都市ネットワーク21	100	0	100	4	教育指導奨励(小中学校)	639	0	639
18 -	産業対策	9,990	0	9,990	5	看護専門学校の管理運営	2,310	1,605	705
1	国際展示場の運営	1,706	0	1,706	24	私学助成 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	2,857	0	2,857
2	地域中小企業振興センターの運営等	316	0	316	25 -	消防	170,956	169,814	1,142
3	創業支援機能の運営(ファッション関連、情報 関連拠点の設置支援)	237	0	237	1	消防組織法及び消防法に基づく事務	169,814	169,814	0
4	その他の中小企業対策				2	消防学校	1,142	0	1,142
①	創業支援センターの運営	13	0	13	26 -	地域福祉の推進	1,452	0	1,452
②	経営安定支援	19	0	19	1	福祉情報提供事業	101	0	101
③	販路開拓支援	129	0	129	2	福祉情報総合ネットワーク	64	0	64
④	ネットワークづくり支援(産学公連携)	22	0	22	3	福祉サービス第三者評価システム	123	0	123
⑤	技術支援	226	0	226	4	社会福祉法人経営改革推進事業	12	0	12
⑥	創業支援(学生起業家の育成、創業支援)	5	0	5	5	福祉NPO等運営強化支援事業	12	0	12
⑦	地域工業の活性化	6	0	6	6	民生(児童)委員の活動等	838	0	838
⑧	地域商業の活性化	16	0	16	7	地域福祉振興事業補助	302	0	302
⑨	総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	516	0	516	27 -	社会福祉事業に対する助成	1,757	0	1,757
⑩	企業支援(制度融資)	6,779	0	6,779	1	東京都社会福祉事業団に対する補助	410	0	410
19	計量検定所	96	0	96	2	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	24	0	24
20 -	文化振興施設の運営等	2,285	0	2,285	3	東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	124	0	124
1	江戸東京博物館	665	0	665	4	社会福祉・医療事業団借入金利子補助	1,199	0	1,199
2	写真美術館	318	0	318					

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
28 -	生活保護事業等	13,473	0	13,473	# -	児童等の環境づくり	814	0	814
1	行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	70	0	70	1	子育てひろば事業補助	40	0	40
2	生活保護費都負担金	13,403	0	13,403	2	子ども家庭在宅サービス事業補助	30	0	30
29 -	山谷対策・路上生活者対策等	1,850	0	1,850	3	母子福祉貸付資金繰出金	744	0	744
1	山谷対策	997	0	997	38 -	保育事業	17,530	0	17,530
2	城北福祉センター健康相談室運営費	160	0	160	1	保育所運営費都負担金	10,115	0	10,115
3	路上生活者対策等	693	0	693	2	保育所地域活動事業	72	0	72
30	福祉のまちづくり リフト付タクシー等整備事業	22	0	22	3	延長保育対策	250	0	250
31 -	保護施設の運営・整備等	1,804	0	1,804	4	民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	5,881	0	5,881
1	被保護者世帯に対する都加算	1,679	0	1,679	5	保育室等運営費の補助	1,212	0	1,212
2	保護施設の整備助成	125	0	125	39 -	児童福祉施設等の運営・整備	14,208	0	14,208
32 -	ケア・リビングの推進	792	0	792	1	地区児童館等活動事業費補助	21	0	21
1	シルバーピアの整備	166	0	166	2	児童相談所の運営・整備	3,797	0	3,797
2	痴呆性高齢者グループホーム整備	265	0	265	3	児童養護施設の運営・整備	2,682	0	2,682
3	ケアハウス整備費補助	361	0	361	4	保育所整備費補助	193	0	193
33 -	地域における日常生活の支援	1,161	0	1,161	5	児童厚生施設整備費補助	50	0	50
1	介護予防・地域支え合い事業	955	0	955	6	母子生活支援施設整備費補助	25	0	25
2	介護サービス適正実施指導事業	36	0	36	7	児童養護施設整備費補助	96	0	96
3	高齢者緊急通報システムの整備	141	0	141	8	母子の保護委託	482	0	482
4	高齢者火災安全システム事業	20	0	20	9	児童の保護委託	6,862	0	6,862
5	痴呆介護研修事業	9	0	9	40 -	障害者のための相談事業等	38	0	38
34 -	高齢者のための相談等	351	0	351	1	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	21	0	21
1	在宅介護支援センター事業補助	324	0	324	2	知的障害児等相談支援事業	17	0	17
2	高齢者安心電話事業	27	0	27	41 -	障害者への医療等の給付	23	0	23
35 -	高齢者の生きがいと社会参加	8,780	0	8,780	1	更生医療の給付	3	0	3
1	老人クラブ運営費補助	51	0	51	2	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	20	0	20
2	シルバーパスの交付	8,729	0	8,729	42 -	障害者の就労の促進	131	0	131
36 -	老人福祉施設等の運営・整備	13,792	0	13,792	1	盲人ホーム運営費補助	6	0	6
1	軽費老人ホーム運営費補助	324	0	324	2	知的障害者福祉工場の運営費補助	18	0	18
2	老人ホーム建設費補助	2,926	0	2,926	3	区市町村障害者就労支援事業	107	0	107
3	老人デイサービスセンター等整備費補助	439	0	439	43 -	障害者福祉サービスの充実	4,483	0	4,483
4	介護老人保健施設整備費補助	3,972	0	3,972	1	全身性障害者介護人派遣事業補助	1,470	0	1,470
5	特別養護老人ホーム経営支援事業	1,954	0	1,954	2	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	1,464	0	1,464
6	民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	1,253	0	1,253	3	在宅身体障害者ショートステイ事業	20	0	20
7	老人ホームの運営	1,972	0	1,972	4	身体障害者デイサービス事業補助	174	0	174
8	老人保護費都負担金	952	0	952	5	身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	7	0	7
					6	身体障害者自立支援事業	3	0	3
					7	知的障害者デイサービス事業補助	68	0	68

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案		
8	知的障害者生活寮	185	0	185	47-	手当・医療費助成	27,494	0	27,494		
9	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	74	0	74	1	重度手当の支給	4,591	0	4,591		
10	心身障害者(児)緊急保護事業	250	0	250	2	老人医療費助成	13,074	0	13,074		
11	重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	5	0	5	3	心身障害者医療費助成	9,829	0	9,829		
12	身体障害者(児)補装具の給付	6	0	6	48-	病院等	19,757	19,071	686		
13	児童デイサービス事業	44	0	44	1	病院会計支出金(都立病院の運営)	16,757	18,457	△ 1,700		
14	小規模通所授産施設運営費補助	191	0	191	2	地域病院の運営	557	614	△ 57		
15	重度知的障害者生活寮事業	29	0	29	3	リハビリテーション病院の運営	348	0	348		
16	盲ろう通訳・介助人派遣事業	12	0	12	4	老人医療センターの運営	2,095	0	2,095		
17	自閉症・発達障害支援センター事業	9	0	9	49-	地域保健	3,861	0	3,861		
18	手話通訳者派遣・養成事業	29	0	29	1	保健所設置市又はその市長の事務のうち都 が処理しているもの					
19	在宅重症心身障害児対策				①	食品衛生法関係	73	0	73		
①	訪問事業	137	0	137	②	狂犬病予防法関係	82	0	82		
②	通所委託	289	0	289	③	建築物における衛生的環境の確保に関する 法律関係	16	0	16		
③	地域療養等支援事業	17	0	17	2	小児疾病等医療費公費負担					
44-	障害者の生活環境の改善	269	0	269	①	育成医療、療養給付	67	0	67		
1	点字図書館運営費補助	109	0	109	②	小児慢性疾患医療費公費負担	854	0	854		
2	身体障害者用自動車改造費助成事業	6	0	6	3	母子保健指導事業	234	0	234		
3	障害者休養ホーム事業	106	0	106	4	公害保健対策(大気汚染医療費助成)	1,229	0	1,229		
4	聴覚障害者情報提供施設運営費補助	18	0	18	5	健康安全研究センター	1,306	0	1,306		
5	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	30	0	30	50-	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	8,073	0	8,073		
45-	心身障害者(児)施設の運営・整備	15,748	0	15,748	1	精神障害者の地域生活支援	2,567	0	2,567		
1	心身障害者福祉センター	981	0	981	2	措置入院等	4,489	0	4,489		
2	障害者福祉会館	38	0	38	3	精神保健福祉センター管理運営	1,017	0	1,017		
3	障害者スポーツセンター	493	0	493	51	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務 人骨等処理	2	0	2		
4	身体障害者福祉工場	220	0	220	52	特別区事務処理特例交付金	2,569	0	2,569		
5	心身障害者(児)施設等の整備助成	1,222	0	1,222	53	公債費会計繰出金	257,656	148,296	109,360		
6	身体障害者施設の運営及び管理委託	2,502	0	2,502	54	用地会計繰出金	16,531	5,911	10,620		
7	知的障害者(児)施設の運営及び管理委託	8,571	0	8,571	55	退職手当	26,487	16,298	10,189		
8	知的障害者通勤寮の運営及び管理委託	239	0	239	56	人事関係の管理事務	8,577	3,615	4,962		
9	心身障害者施設用地取得費貸付等事業	355	0	355	57	その他管理事務	34,703	17,686	17,017		
10	心身障害者(児)施設の各所整備	290	0	290	◆財調基金充等分(区案のみ)				△ 22,407	22,407	
11	肢体不自由児施設等の運営	837	0	837	一般財源所要額合計				1,196,350	680,254	516,096
46-	心身障害者(児)の保護委託	8,904	0	8,904							
1	身体障害者の保護委託	819	0	819							
2	知的障害者の保護委託	4,523	0	4,523							
3	心身障害児の保護委託	1,901	0	1,901							
4	肢体不自由児等の保護委託	1,661	0	1,661							

# 都 区 の 考 え 方 対 比 表

単位: 百万円

No.	事業名	事業概要及び都区 の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	概要: 都が特別区の区域において、市町村税相当の地方税を賦課徴収する。		
		都: 法令留保事務 市町村税相当の地方税に係る事務経費である。	市町村税相当分 全額	51,293
		区: 同上	同上	51,293
2	水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	概要: 上水道の布設・管理、水の供給等を行う。		
		都: 法令留保事務 公営水道事業は、一般的実態として市町村が行っているが、特別区の区域においては水道法第49条に基づき、都が行っている。	区域内経費全額	1,990
		区: 同上 (但し、水源開発分を除く。)	同上	1,562
3	工業用水道事業(工業用水道事業会計支出金)	概要: 工業用水の供給等を行う。		
		都: 水道事業の一環であり、水道事業と同様の考えによる。	区域内経費全額	955
		区: 全国的な道府県と市町村の工業用水道施設の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。	全国市町村施設 数比率0.417	398
4	下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	概要: 公共下水道の設置・管理、雨水の処理等を行う。		
		都: 法令留保事務 下水道法第3条第1項により市の事務であるが、特別区の区域における公共下水道の設置・管理は、同法第42条第1項に基づき、都が行っている。	区域内経費全額	194,407
		区: 同上	同上	194,407
5 - 市場・と場				
1	中央卸売市場会計支出金	概要: 市場の業務を行う。		
		都: 市場については、他県においてほとんどが市で行っている(人口20万人以上の市であれば中央卸売市場を開設することができる)。大都市地域における行政需要に対応するため都が統一行的に行っている。	区域内経費全額	1,659
		区: 供給圏が都内を超えて首都圏に及ぶ広域的な市場を除き、特別区の区域内への供給比率に応じて、一部を「大都市事務」とする。	広域市場を除く 取扱金額比率 0.222	544
2	と場会計繰出金	概要: と場の業務を行う。		
		都: と場を府県で設置しているのは、都を除けば岡山県と佐賀県だけであり、ほとんどの政令市において、と場を設置している。大都市地域における行政需要に対応するため都が統一行的に行っている。	区域内経費全額	3,027
		区: 広域的な市場である食肉市場と一体的なものであることから「府県事務」である。	—	—
6	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち都が処理しているもの	概要: 建築確認審査、工事中の現場検査、工事完了検査及び検査完了後の指導監督等を行う。		
		都: 全国の県庁所在市等で実施されている事務である。特別区の区域においては、区域内の統一的な対応が必要であることから都が実施するものである。	区域内経費全額	327
		区: 当該事務は、政令の指定又は都道府県との協議により建築主事を設置して初めて市の事務になるものであることから、「府県事務」である。	—	—
7 - 道路				
1	道路管理	概要: 道路、橋梁、駐車場及び交通安全施設の建設、補修及び維持管理並びに都道の認定及び占用許可等を行う。		
		都: 特別区の区域における都(知事)管理道路のうち、特例都道は起終点が区域内にあり、極度に集中する交通量の緩和を図っている。また、政令市であれば、道路管理者として都道府県道も含め政令市が行う事務である。	区域内経費全額 (道路認定分除く)	28,035
		区: 政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域において、都道府県道の管理は、法令上「府県事務」である。特別区の区域内の都(知事)管理道路のうち、特例都道(主要地方道を除く)については、起終点が23区内にあり、特別区の区域内交通を処理する役割を担っていることから当該道路の管理に係る分を「大都市事務」とする。主要地方道は、幹線道路網を構成するものであることから「府県事務」である。	区域内都(知事) 管理道路に占める 主要地方道を 除く特例都道比 率0.394	11,046

※「No.」欄は、「都が行う「大都市事務」について(都案・区案)」のNo. と同じ。

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
7	2 道路清掃	概要 特別区の区域における都(知事)管理道路の清掃を行う。		
		都 「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (道路認定分除く)	2,935
		区 「道路管理」と同じ	「道路管理」と同じ	1,156
3	街路	概要 都市計画道路等の整備を行う。		
		都 「道路管理」と同じ	区域内経費全額	13,674
		区 「道路管理」と同じ	特例都道比率 首都高関連1/2 0.399	4,005
4	首都高速道路公団出資等	概要 首都高速道路公団に対して出資等を行う。		
		都 主として、特別区の区域の交通を充実する役割を担った道路整備事業である。大都市機能に資するために実施すべきまちづくり整備事業であり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。	区域内経費全額	3,087
		区 首都高速道路は、首都圏交通網の一環として整備されるものである一方、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	1,544
5	集中的な渋滞対策	概要 交通渋滞解消のため、渋滞の特に激しい交差点100箇所において、違法駐車対策や交差点の改良など、それぞれの特性に応じたハード・ソフト両面の渋滞対策を集中的に実施するものである。		
		都 「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (警視庁分除く)	149
		区 広域的な交通の整備の一環であるとともに、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	75
6	違法駐車対策の推進	概要 違法駐車による渋滞が著しい主要幹線道路及び繁華街地域を対象に、総合的かつ重点的に違法駐車対策に取り組み、渋滞解消等を図る。		
		都 「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (警視庁分除く)	183
		区 広域的な交通の整備の一環であるとともに、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	92
8 - 交通				
1	交通事業会計支出金等	概要 都営地下鉄、都営バス等の運行事業を行う。		
		都 公営の交通事業は長崎県のバス事業を除き、すべて市町村で経営されており、地域に密着した市町村の事務と位置づけられる。特別区の存する区域においては、住民の生活圏が区の区域を越えて形成されており、特別区の区域全体を対象とする事業の展開が求められることから、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	26,614
		区 都営地下鉄事業は、営団地下鉄とともに首都圏交通網の一環としての機能と特別区の区域内交通の機能を併せ持ったものとなっていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。その他(バス事業等)については、多摩地域に係る分を除き、「大都市事務」とする。	地下鉄は等分 バス事業等は全額	16,015
2	日暮里・舎人線整備事業	概要 特別区区域北東部の交通不便地域における公共交通網を充実させる。		
		都 区部北東部の交通の利便性を向上する事務であり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	146
		区 首都圏交通網整備の一環として、多心型都市づくりの推進と地域の均衡ある発展に資する交通ネットワークを整備する観点から実施している事業である一方、特別区の区域内交通としての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	18
3	地下高速鉄道建設助成	概要 地下高速鉄道の新線建設の促進と輸送力の増強等を図る。		
		都 「交通事業会計支出金等」と同じ	区域内経費全額	12,927
		区 営団地下鉄の建設は首都圏交通網整備の一環として実施されている事業である一方、特別区の区域内交通を整備する役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	2,988

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
9- 都市整備				
1	都市開発資金会計繰出金等	概要：道路、公園等都市整備用地の募集及び選定を行い、先行取得する。 都：都市整備用地は、道路、公園用地等として購入するものであるため、これらの事業にかかる「大都市事務」の割合に応じたものとする。 区：同上(但し、「大都市事務」の割合に対する考え方は異なる。)	道路：全額 公園：5大都市比率 道路：街路と同じ 公園：全国市町村立比率	1,175 504
2	都市防災施設整備事業	概要：避難場所・避難道路の指定、防災生活圏の促進及び都市防災不燃化の促進等を行う。 都：特別区の区域においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は、都が一体的、統一的に大都市地域におけるまちづくりを行う必要がある。 区：不燃化促進事業等は、区が実施する事業に対して広域的な立場から都が補助する事務であることから「府県事務」である。避難場所等の見直しは、基本的に特別区の区域内を対象に災害時の避難体制を一体的に確保しようとするものであることから「大都市事務」とする。	区域内経費全額 避難場所等の見直し分 補助金部分は府県事務	505 55
3	住宅市街地総合整備事業	概要：住宅の供給とその周辺施設との一体的な整備計画を策定し、推進する。 都：大都市の均衡ある都市基盤整備を図るために施行者に対して支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。 区：区市町村が行う事業や、民間事業者等に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。	区域内経費全額 —	10 —
4	土地区画整理事業助成	概要：土地区画整理事業を行う組合等に対して、事業費の補助及び貸付を行う。 都：特別区の区域においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は、都が一体的、統一的に大都市地域におけるまちづくりを行う必要がある。 区：区市町村、土地区画整理組合等を対象に、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。	区域内経費全額 —	1,216 —
5	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	概要：市街地再開発事業の施行地区内における公共施設管理者負担金を交付する。 都：「道路管理」と同じ 区：道路に関する公共施設管理者負担金のうち、特例都道(主要地方道を除く。)に係る分を「大都市事務」とする。	区域内経費全額 「街路」と同じ	120 48
6 都市計画法に基づく開発行為に関する事務等				
①	都市計画法に基づく許可及び指導監察	概要：開発行為に関する許可及び指導監察、市街化調整区域内における建築物の特例許可及び指導監察等を行う。 都：政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。また、事務処理特例により特別区が行う事務に関する法令解釈の指導等は、自治法上の技術的な助言にあたり、都道府県知事の権限に属する事務であることから、「府県事務」である。	区域内経費全額 —	30 —
②	宅地造成等規正法に基づく許可及び指導監察	概要：宅地造成等規制法に基づき、「宅地造成工事規制区域」を指定し、当該区域内における宅地造成工事の許可及び当該許可に伴う工事完了検査等指導監察、規制に係る事務等を行う。 都：政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。また、事務処理特例により特別区が行う事務に関する法令解釈の指導等は、自治法上の技術的な助言にあたり、都道府県知事の権限に属する事務であることから、「府県事務」である。	区域内経費全額 —	20 —
③	屋外広告物指導事務	概要：屋外広告物法、東京都屋外広告物条例に基づき、現場審査、違反広告物の摘発、是正指導等を行う。 都：政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	区域内経費全額 —	30 —
④	東京都土地利用審査会の運営等	概要：土地利用審査会の運営・連絡調整、公有地拡大推進法の施行に関する管理事務等を行う。 都：政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	区域内経費全額 —	26 —



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
9	⑤ 土地取引の届出等の事務	概要: 国土利用計画法に基づく、土地に関する権利の移転等の事前届出及び事後届出に関する事務を行う。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	43
		区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
	⑥ 遊休土地に関する事務	概要: 国土利用計画法に基づく、遊休土地制度に関する対象未利用地の調査、遊休土地の認定、利用処分計画の審査等の事務を行う。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	7
		区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
	⑦ 土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	概要: 土地取引規制実態統計を行う。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	9
		区: 法令上、都道府県が行う事務に付随する事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
	⑧ 土地取引状況調査	概要: 国土利用計画法に基づく、土地に関する権利の移転等の事前届出及び事後届出に関する事務を行う。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	1
		区: 法令上、都道府県が行う事務に付随する事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
⑨ 開発審査会の運営	概要: 都市計画法第78条及び東京都開発審査会条例に基づき、東京都開発審査会の運営を行う。			
	都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	7	
	区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
⑩ 運輸事業振興助成交付金	概要: 東京の交通問題の解決に資し、都民の利便性及び安全性の向上を図るため、公共輸送機関としてのバス・トラック事業の整備改善を実施する事業者に対し、交付金を交付する。			
	都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	954	
	区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
⑪ 区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	概要: 区部の都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、事業化計画の策定等を行う。			
	都: 政令市であれば、都道府県道を含め市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	40	
	区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
⑫ 踏切対策基本調査	概要: 踏切対策を促進させ、かつ区市町村のまちづくりを円滑に進めるための指針である「踏切対策基本方針」を策定する。			
	都: 政令市であれば、都道府県道を含め市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	24	
	区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
⑬ 管理費等	概要: 上記12事業に係る管理費等。			
	都: 上記12事業に係る管理費等である。	区域内経費全額	12	
	区: 「府県事務」とされる事務に係る管理費等である。	—	—	
7 都市再生緊急整備事業等				
① 都市再生緊急整備事業	概要: 「東京の新しい都市づくりビジョン」に描かれた都市づくりを具体化するため、地元自治体の意欲や発想を引き出し、民間活力による開発事業を早期に実現するための新たな制度として、都市再生緊急整備事業補助を実施する。			
	都: 都市再生を図るため、区が行う民間への都市開発事業誘導に対して支援するものであり、都が一体的、統一的に大都市域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	256	
	区: 区市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。	—	—	

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
9	② 区部周辺部 新たな公共交通 の検討調査	概要 地上系システムの導入可能性について検討し、区部周辺部の公共交通のあり方について検討調査を行う。		
		都 この事業は、本来市の事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	20
		区 都区連絡会により運営される事業であり、広域自治体として連絡調整に関する役割を果たすものであることから、「府県事務」である。	—	—
	③ アジア大都市 ネットワーク 21共同事業	概要 アジア大都市ネットワーク21の共同事業として、公共交通機関総合計画の策定支援や地震に強いまちづくりに関する共同研究等を行う。		
		都 国際交流事業は、府県においても実施しているが、大規模な市であれば市が行う事務である。諸外国において中心的役割を果たす都市との共同事業については、特別区の区域における経済、文化等の大都市としての一体性を図るために都が行っている事務である。	区域内経費の	8
		区 国際交流事業は特別区においても実施しており、広範なテーマによる都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから、「府県事務」である。	—	—
	④ 首都圏メガロ ポリスの圏域 づくり	概要 国及び9都府県市(八都府県市+茨城県)の都市づくり担当部局を中心に構成する「首都圏都市づくり研究会」を通じ、首都圏の都市づくりにおいて広域的に連携して取り組むべき課題について調査、研究を行う。		
都 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。		区域内経費の	6	
区 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。		—	—	
⑤ 都市計画公園 緑地緑の 実態と緑資源 動向調査	概要 都市計画公園の見直しの一環として、都市計画公園緑地緑の実態と緑資源動向調査を実施する。			
	都 地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特性に応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	5 大都市公園面積 比率0.780	20	
	区 緑地調査等は区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。	—	—	
⑥ 総合都市交 通体系調査	概要 東京都市圏における交通手段や移動目的等人の交通行動及び物資の移動実態を把握し、交通特性の分析及び将来需要予測等を行うため、総合都市交通体系調査を実施する。			
	都 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。	区域内経費の	27	
	区 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	—	—	
⑦ 外環及びそ の周辺まちづ くりに関する 調査	概要 東京外かく環状道路の整備に向け手続きを進める中で、地元住民への計画の説明の場として、説明会などを7区市にわたり適宜開催するとともに、沿線の区市、国との調整を行う。			
	都 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。	区域内経費の	12	
	区 特別区の区域を超えて、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	—	—	
⑧ 管理費等	概要 上記7事業に係る管理費等。			
	都 上記7事業に係る管理費等である。	上記7経費の大 都市比率	4	
	区 「府県事務」とされる事務に係る管理費等である。	—	—	
8 都市改造	概要 道路、公園、河川等の一体的な整備により宅地の合理的な利用を図る。			
	都 特別区の存する区域内においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は統一的処理が必要であり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	10,255	
	区 全国の自治体が実施している土地区画整理事業等は、市町村がその殆どを実施していることから「大都市事務」とする。	同上	10,255	
9 代替地購入費等	概要 公共事業に伴う代替地の取得、事業執行に伴う移転関係人に対する生活再建資金の貸付けなどを行う。			
	都 建設局事業の全般に係る経費であり、その一部を「大都市事務」とする。	建設局事業の大 都市事務割合	33,681	
	区 当該購入費は、環状2号線の整備に係る経費である。環状2号線は、整備前の部分が一部特例都道となっているが、基本的には国土交通省と都が都市計画に基づき整備を進める広域幹線道路であることから、都の経費負担は「府県事務」である。	—	—	

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
10 - 東京港				
1	東京港港湾施設建設管理	概要 港湾施設及び港湾環境整備施設の整備及び維持管理を行う。		
		都 大規模な市であれば行っている事務である。特別区の区域においては、複数の区にまたがること及び大都市全体の物流の円滑化の観点から都が統一に対応している。	区域内経費全額	5,540
2	東京港海岸保全	概要 内部護岸の整備、外郭堤防の耐震補強及び海岸環境の整備等を行う。		
		都 海岸法第5条第3項により港湾管理者の長が行うこととされている。港湾施設建設管理とともに、都が一体的、統一に対応しているものである。	区域内経費全額	1,495
3	東京港廃棄物処理場建設	概要 廃棄物埋立護岸の建設等を行う。		
		都 市町村は本来、一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分までの責任を負い、その処分に係る経費を負担しなければならないことから、廃棄物処理場建設費のうち一般廃棄物に係る分を「大都市事務」とする。	区域内経費全額	5,575
11 - 河川	1 河川	概要 中小河川、高潮防御施設、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備・維持管理等を行う。		
		都 一級河川の一部及び二級河川の整備・維持管理等について、政令市であれば法令等に基づき、市の事務として行うことができる事務である。	区域内経費の	6,607
12 - 公園等	2 河川清掃	概要 特別区の区域における都(知事)管理河川の清掃を行う。		
		都 「河川」と同じ	区域内経費の	322
1	公園	概要 都立公園及び公園内の施設の整備・管理運営を行う。		
		都 地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特性に応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	5大市公園面積比率0.780	20,034
2	動物園	概要 動物園の整備及び施設の維持管理を行う。		
		都 他県においては公営の大部分が市営であり、園の設置運営は市の事務である。人口が高度に密集する特別区の区域においては、この程度の規模は必要であり、区部に適切に配置するため、統一に対応するものである。	区域内経費全額	1,701
3	霊園	概要 霊園・葬儀所の整備及び施設の維持管理を行う。		
		都 都を除くと全て市町村が実施している事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	全国市町村公園面積比率0.524	13,459
区	霊園	概要 霊園・葬儀所の整備及び施設の維持管理を行う。		
		区 都全域を対象にした広域的な大規模施設であることから「府県事務」である。特別区の区域内の施設のみを「大都市事務」とするのは、都内市町村区域の施設を「府県事務」としていることと整合性の問題が生じる。	—	—
区	霊園	概要 霊園・葬儀所の整備及び施設の維持管理を行う。		
		区 都全域にわたる広域行政ではあるが、全国的にみると公園墓地の管理は基本的には市町村が行っていることから、区域内墓地に係る分については、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	区域内経費全額	△ 129
区	霊園	概要 霊園・葬儀所の整備及び施設の維持管理を行う。		
		区 都全域にわたる広域行政ではあるが、全国的にみると公園墓地の管理は基本的には市町村が行っていることから、区域内墓地に係る分については、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	△ 65

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額	
13 - 住宅					
1	住宅	概要 都 区	都営住宅等の建設及び管理(都営住宅等事業会計への繰出)等を行う。 地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特성에応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。 全国的な道府県と市町村の公営住宅の設置状況に応じて、「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。	5大市公営住宅数比率0.769 全国市町村公営住宅数比率0.646	16,407 6,205
		概要 都 区	都営住宅の区市町村への移管に係る修繕・測量等を行う。 区に移管する住宅に係る経費であることから「大都市事務」とする。 引き渡し側の責任として行われる事務であることから、都が「府県財源」で対応すべき「府県事務」である。	区域内経費全額 —	270 —
14 - 清掃					
1	特別区清掃事業臨時特例交付金	概要 都 区	平成12年4月の都区制度改革により、清掃事業が都から特別区に移管されたことに伴い、①都派遣職員及び都派遣再任用職員に係る職員費及び事業費人件費、②都派遣再雇用職員に係る報酬等経費、③都派遣職員、都派遣再任用職員及び都派遣再雇用職員に係る健康診断費、④当初想定が困難な経費について、実所要額が算定額を超える場合、都が該当する特別区及び清掃一部事務組合に交付する1号交付金と、東京都の清掃工場建設に伴い地元区が行う還元施設整備事業に対して交付する2号交付金である。 清掃事業の円滑な移管を確保するために行っている。 当該交付金は、都が大都市事務として執行する法令上の根拠に欠けるものであるが、清掃事業の円滑な移管を図るための経過措置的な性格を有するものであることから、特例的な対応期間中は「大都市事務」とする。	区域内経費全額 同上	1,243 1,243
		概要 都 区	廃棄物の埋立処分、新海面処分場の施設整備等を行う。 一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分は市町村が行う事務であり、廃棄物処理場建設とともに、都が統一的に対応するものである。 一般廃棄物に係る事務は基礎自治体である区の事務であり、区の経費負担により広域自治体である都に最終処分を委託するものであることから、都が行う事務は「府県事務」である。	区域内経費全額 —	△ 83 —
15 - 環境対策					
1 大気汚染対策					
①	総合企画及び総合調整等(自動車)	概要 都 区	自動車公害対策に関する総合企画、総合調整等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の —	168 —
		概要 都 区	ロードプライシングの課題を検討するための基礎調査など、交通需要マネジメント(TDM)施策を推進する。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の —	2 —
③	自動車単体対策の推進	概要 都 区	低公害車の普及促進のための事業者補助、粒子状物質減少装置の装着補助等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の —	3,063 —
		概要 都 区	ディーゼル車買替促進資金融資あっせん、自動車低公害化促進等資金に係る利子補助等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の —	404 —

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
15	⑤ 自動車燃料対策の推進	概要 混和軽油対策の推進、低硫黄軽油の普及促進を行う。		
		都 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。	区域内経費の	2
		区 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
	⑥ 道路沿道環境対策	概要 環境改善対策が実施されている地点の効果検証、今後高濃度汚染が予想される交差点や幹線道路沿道の実態調査を行う。		
		都 このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	10
		区 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
	⑦ 大気環境改善指導	概要 大気汚染防止法に基づく大気固定発生源の規制指導、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類規制指導(大気)等を行う。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	22
		区 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
	⑧ 大気環境監視対策	概要 大気監視システムの管理運営、ダイオキシン類監視(大気)、有害大気汚染物質モニタリング等を行う。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	407
		区 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
2	騒音振動対策	概要 騒音及び振動発生源の規制指導、環境監視測定等を行う。		
		都 地域に密着した事業であり本来的には市の事務である。この事業は特別区の区域において、都が一定の水準で規制するために、都が統一的に対応するものである。	区域内経費全額 (航空機燃料譲与税充当事業を除く)	3
		区 騒音・振動対策事業は区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は「府県事務」である。	—	—
3	土壌・地下水汚染対策	概要 ダイオキシン類汚染土壌対策、六価クロム対策、地下水汚染対策等を行う。		
		都 このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	71
		区 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
4	水環境対策の推進	概要 水質汚濁源の規制指導、地下水揚水規制、水質環境監視等を行う。		
		都 このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	173
		区 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
16	公衆浴場対策	概要 浴場の入浴料金と浴場経営の安定を図るため、下水道料金補助等を行う。		
		都 地域に密着した事業であり本来的には市の事務であり、特別区の区域における統一的処理により公衆衛生の水準の維持を図るものである。	区域内経費全額	207
		区 現在都が行っている「下水道料金補助」は、都全域を対象として広域的な観点から実施されるものであることから「府県事務」である。	—	—
17	国際交流 アジア大都市ネットワーク21	概要 アジアの各大都市間との連携・協力強化により、国際社会におけるアジアの地位を高め、アジアの大都市同士が共通の課題に取組み、その成果を地域・市民・企業等へ還元し、アジア社会・経済の発展を図るものである。		
		都 国際交流事業は、府県においても実施しているが、大規模な市であれば市が行う事務である。諸外国において中心的役割を果たす都市との交流事業については、特別区の区域における経済、文化等の大都市としての一体性を図るために都が行っている事務である。	区域内経費の	100
		区 国際交流事業は特別区においても実施しており、広範なテーマによる都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから、「府県事務」である。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
18 -	産業対策			
1	国際展示場の運営	<p>概要：産業のグローバル化に対応する振興策の一環として、国際水準の規模と機能を持つ国際展示場を運営する。</p> <p>都：特別区の区域は政令市を上回る産業の集積がある大都市地域であり、国際都市としての機能も担っている。このような事業は、大都市の国際化に対応するために必要とされる事務であり、大規模な市や府県において実施している。特別区の区域においては、区域内にこの程度の規模の施設が必要であるため、都が設置している。</p> <p>区：都全域を対象とした広域施設であり、国際的な規模と機能を備えた大規模な総合的コンベンション施設であることから「府県事務」である。</p>	区域内経費の	1,706
2	地域中小企業振興センターの運営等	<p>概要：地域産業の総合的な支援拠点として、振興センターを設置し、相談・経営診断・情報サービス・交流事業等を実施する。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：地域産業の振興事業は区も行っており、都全域を視野に入れた広域的、専門・技術的な事務を実施する都のセンターの運営等は「府県事務」である。</p>	区域内経費の	316
3	創業支援機能の運営（ファッション関連、情報関連拠点の設置支援）	<p>概要：区部における創業支援拠点（インキュベータオフィス、スモールオフィス等）の設置支援を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。この事業は、産業の拠点設置支援のために必要とされる事務であり、その規模等から特別区の区域においては、各1施設程度（ファッション関連産業拠点、情報関連拠点）が適切であるので、都が設置している。</p> <p>区：都全域を対象として設定された地域別の産業育成計画に基づいて、広域的な立場から支援する事業であることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	237
4	その他の中小企業対策			
①	創業支援センターの運営	<p>概要：インキュベータオフィスを提供し、創業・ベンチャー企業の支援を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	13
②	経営安定支援	<p>概要：繊維産業・皮革産業の活性化策として、展示会への補助等を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	19
③	販路開拓支援	<p>概要：海外市場販路拡大の支援、製品展示施設の提供、産業交流展の開催等を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	129
④	ネットワークづくり支援（産学公連携）	<p>概要：産学公の交流・連携を推進する。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	22
⑤	技術支援	<p>概要：中小企業等が行う新製品・新技術への補助、技術情報の提供、知的財産活用への支援等を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	226
⑥	創業支援（学生起業家の育成、創業支援）	<p>概要：学生起業家の育成及び創業支援を行う。</p> <p>都：このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一に対応している。</p> <p>区：中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	5

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
18	4 ⑦ 地域工業の活性化	概要: 都内主要工業集積地域における事業活動の支援、再開発地区における共同利用 工場等の管理等を行う。		
		都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。	区域内経費の	6
	区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。	—	—	
	⑧ 地域商業の活性化	概要: 次代の商店街を担う若手商人の経営能力の向上、商店街リーダーの育成等を行う。		
都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。	区域内経費の	16		
区: 商店街振興対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。	—	—		
⑨ 総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	概要: 中小企業者に対する提供情報の充実、インターネットによる情報提供、中小企業振興公社の管理運営を行う。			
	都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。	区域内経費の	516	
区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。	—	—		
⑩ 企業支援(制度融資)	概要: 制度融資の実施、東京都信用保証協会の指導等を行う。			
	都: 中小企業金融支援策については、府県においても行っているが、大規模な市であれば独自に信用保証協会を設立するなど、通常の市よりも充実した施策を実施している。中小企業が高度に集中する特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。	区域内経費の	6,779	
区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。	—	—		
19	計量検定所	概要: 計量器の検定、基準器の検査、大型はかりの出張検定等を行う。		
		都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	96
区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		
20	文化振興施設の運営等			
1	江戸東京博物館	概要: 江戸東京博物館の運営等を行う。		
		都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	665
区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—		
2	写真美術館	概要: 写真美術館の運営等を行う。		
		都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	318
区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—		
3	現代美術館	概要: 現代美術館の運営等を行う。		
		都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	466
区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—		

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
20	4 東京文化会館	概要 東京文化会館の運営等を行う。		
		都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	299
		区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際級のホールを持つ大規模施設として設置されたものである。	—	—
5	東京芸術劇場	概要 東京芸術劇場の運営等を行う。		
		都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	440
		区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際級のホールを持つ大規模施設として設置されたものである。	—	—
6	日比谷図書館	概要 日比谷図書館の運営等を行う。		
		都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	97
		区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—
21	東京国際フォーラムの運営等	概要 大都市東京の総合的文化情報機能を担う東京国際フォーラムの運営等を行う。		
		都 このような事業は、府県においても行っているが、大規模な市であれば市の事務である。特別区の区域は、首都機能及び国際都市の機能を持つ大都市であり、大規模な国際会議場などの施設が必要であることから、都が設置している。	区域内経費の	787
		区 都全域を対象として、総合的な文化活動、情報交流及び国際交流の拠点となる広域的な大規模施設であることから「府県事務」である。	—	—
22 - スポーツ振興施設の運営等				
1	東京体育館	概要 東京体育館の運営等を行う。		
		都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	265
		区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—
2	駒沢公園総合運動場	概要 駒沢公園総合運動場の運営等を行う。		
		都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	276
		区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。	—	—
3	東京武道館	概要 東京武道館の運営等を行う。		
		都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	174
		区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際的な大会等をも視野に入れた大規模施設である。	—	—
4	辰巳国際水泳場	概要 辰巳国際水泳場の運営等を行う。		
		都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。	区域内経費の	255
		区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際的な大会等をも視野に入れた大規模施設である。	—	—



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
22	5 財団事務局	<p>概要 (財)東京都生涯学習文化財団事務局に施設利用受付システムの運用等を委託する。</p> <p>都 上記施設の運営等に係る管理事務費等である。</p> <p>区 「府県事務」に係る管理事務費等である。</p>	<p>区域内経費の</p> <p>—</p>	<p>71</p> <p>—</p>
23 - 学校				
	1 大学の運営等	<p>概要 都立大学、科学技術大学、保健科学大学、短期大学の運営等を行う。</p> <p>都 大規模な市においては実施している事務であり、全国的にも多数の市立大学が設置されている。特別区の区域においては、人口が高度に集中する大都市地域における行政需要に対応するため、都が一体的、統一行的に行っており、一部を大都市事務とする。</p> <p>区 都全域を対象とした広域施設であり、また、高度、専門性を要する教育施設であるため「府県事務」である。</p>	<p>5大市市立大学 学生数比率0.775</p> <p>—</p>	<p>6,730</p> <p>—</p>
	2 高等学校の運営等	<p>概要 高等学校の施設整備、管理運営、教職員の指導奨励等を行う。</p> <p>都 政令で定める基準に該当する市町村ならば実施している事務であり、全国的にも多数の市立高校が設置されている。特別区の区域においては、人口が高度に集中する大都市地域における行政需要に対応するため、都が一体的、統一行的に行っており、一部を大都市事務とする。</p> <p>区 法律上、都道府県は公立高等学校の配置、規模の適正化に努めるものとされ、全国的にみても公立学校のうちの殆どが道府県立であることから「府県事務」である。</p>	<p>5大市市立高校 生徒数比率0.297</p> <p>—</p>	<p>31,124</p> <p>—</p>
	3 工業高等専門学校の運営等	<p>概要 工業高等専門学校の管理運営等を行う。</p> <p>都 高等専門学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人であれば設置することができる施設であり、他の自治体においては、大阪府、札幌市及び神戸市で設置している。人口が高度に集中する特別区の存する区域においては、この程度の規模は必要であるため、都が設置している。</p> <p>区 都全域を対象とした広域施設であり、また、高度、専門性を要する教育施設であるため「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費の</p> <p>—</p>	<p>903</p> <p>—</p>
	4 教育指導奨励(小中学校)	<p>概要 小中学校教職員の研修等を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	<p>639</p> <p>—</p>
	5 看護専門学校の管理運営	<p>概要 都内における看護従事者の確保を目的に看護師を養成する。都立看護専門学校(10校)の運営。うち特別区の区域内には6校設置している。</p> <p>都 大都市地域における医療従事者需要の確保を図るため一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。</p> <p>区 全国的な道府県と市町村の公営病院の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>全国市町村立比率0.695</p>	<p>2,310</p> <p>1,605</p>
24	私学助成 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	<p>概要 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減を図る。</p> <p>都 住民に身近な事務であり、基本的には市の事務である。大都市として一定水準を確保するため、都が一体的、統一行的に対応するものである。</p> <p>区 区市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助することから、「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	<p>2,857</p> <p>—</p>
25 - 消防				
	1 消防組織法及び消防法に基づく事務	<p>概要 火災における消火・救助、その組織づくり、危険物の規制及び防火・防災意識の啓発等を行う。</p> <p>都 法令留保事務 消防組織法第16条及び第17条に基づき、特別区の区域においては都が行っている。</p> <p>区 同上</p>	<p>区域内経費全額 (危険物取扱者関係経費等を除く)</p> <p>同上</p>	<p>169,814</p> <p>169,814</p>
	2 消防学校	<p>概要 消防職員及び消防団員への教育訓練機関の運営を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	<p>1,142</p> <p>—</p>

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
27 - 社会福祉事業に対する助成				
1	東京都社会福祉事業団に対する補助	<p>概要: 主に都立福祉施設の受託経営等を行っている、社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。</p> <p>都: 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一に対応するものである。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	410
2	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	<p>概要: 民間社会福祉施設の施設・設備改善整備に要する費用の一部を補助することにより、利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図ることを目的とする。</p> <p>都: 社会福祉法人等が福祉施設利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図ることを支援する目的で、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一に対応するものである。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	24
3	東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	<p>概要: 複雑・高度化する様々な福祉ニーズに的確に対応できる専門性と実践性を備えた人材を養成するために社会福祉事業団が設置運営する東京都社会福祉総合学院に対し補助する。</p> <p>都: 福祉人材の養成は基本的に事業者責任であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域を対象として、広域的な観点から福祉人材の養成を図るものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	124
4	社会福祉・医療事業団借入金利息補助	<p>概要: 社会福祉・医療事業団(現・福祉医療機構)から施設整備等に要する資金を借り受けた社会福祉施設を設置運営する社会福祉法人等に対して利子を補助する。</p> <p>都: 大都市部については地価の高さなどを背景に社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するには、財政的に他の地域に比べて困難性が高い。本事業は、地域的偏在を解消し、計画的に整備を進めていくために、都が一体的、統一に行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	1,199
28 - 生活保護事業等				
1	行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	<p>概要: 行旅病人及び行旅死亡人に対する援護を行う。</p> <p>都: 入院治療に必要な費用弁償又は火葬に要する費用弁償</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	70
2	生活保護費都負担金	<p>概要: 都負担金が発生するケース</p> <p>都: 生活保護法第73条により、居住地がないか、又は明らかでない被保護者(住所不定者)などの保護の場合 費用負担:国3/4 都1/4</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	13,403
29 - 山谷対策・路上生活者対策等				
1	山谷対策	<p>概要: 山谷対策本部の設置、城北貯蓄組合の運営、越冬対策事業、財団法人城北労働・福祉センターの運営、山谷地域道路特別清掃事業補助等を行う。</p> <p>都: 山谷地区の労働者や生活困窮者等に対する総合対策である。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一に対応するものである。</p> <p>区: 区においても対応している事務であり、都が行う事務は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	997
2	城北福祉センター健康相談室運営費	<p>概要: 山谷地域の日雇労働者に対して、内科、外科、精神科及び結核専門診療を中心とした応急診療を実施し、山谷地域の住民の健康促進を図る。</p> <p>都: 地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するため、都が統一に対応するものである。</p> <p>区: 区においても対応している事務であり、都が行う事務は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	160

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
26 - 地域福祉の推進				
1	福祉情報提供事業	<p>概要 福祉に関する情報を、多様な媒体を活用して総合的に提供するとともに、福祉に携わる人材に対して、知識、技術の普及・啓発を行う。</p> <p>都 福祉人材の養成は基本的に事業者責任であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	101
2	福祉情報総合ネットワーク	<p>概要 利用者自らの主体的なサービス選択や、事業者のサービス向上を図るため、サービス内容の情報や、事業者情報、サービス評価情報、苦情対応の情報などをインターネット等により提供する。</p> <p>都 利用者自らが必要な福祉サービスを安心して「選択」できるしくみを構築することにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	64
3	福祉サービス第三者評価システム	<p>概要 福祉サービス第三者評価システムの普及・定着を図るとともに、多様な評価機関の認証や評価者の養成等を行うことにより、利用者の選択やサービス提供事業者の質の向上を図る。</p> <p>都 利用者が福祉サービスを安心して「選択」できるようにサービス提供事業者の質の向上を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるようにするものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	123
4	社会福祉法人経営改革推進事業	<p>概要 社会福祉法人をはじめとする福祉サービス提供主体に対し、自己改革を通して自主的な経営基盤の強化を促し、質の高いサービスの提供に向けた支援を行う。</p> <p>都 福祉サービス提供主体の経営基盤の強化を促し、質の高いサービスの提供に向けた支援を行うことにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	12
5	福祉NPO等運営強化支援事業	<p>概要 福祉活動を行うNPO等の民間団体の運営基盤の強化を図り、これらの団体が福祉サービス供給主体として安定的な運営を確保できるよう、団体運営のノウハウ提供、人材確保のための支援を行う。</p> <p>都 NPO等の民間団体の運営基盤の強化を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	12
6	民生(児童)委員の活動等	<p>概要 地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の把握、相談、援助、助言に当たる一方、福祉事務所、児童相談所など関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進を図る。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	838
7	地域福祉振興事業補助	<p>概要 地域の非営利の民間団体が実施する先駆的・開拓的・実験的在宅福祉サービスに対し助成することにより、多様化・普遍化する地域の福祉ニーズに対応する在宅福祉事業を育成し、地域福祉の振興を図る。</p> <p>都 地域福祉の基盤整備を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	302

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
29	3 路上生活者対策等	<p><b>概要</b> 緊急一時保護センターの運営・整備、自立支援センターの運営、自立訓練ホーム事業、巡回相談センター、要保護者等に対する応急援護事業費補助、更生施設利用者等自立生活援助事業費補助、緊急保護(入院)事業などを行う。</p> <p><b>都</b> 大都市部において社会問題となっている路上生活者に対する総合的な対策である。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であるが、大都市地域全体として一定水準を確保し、統一的に対応する必要があることから都が行っている。</p> <p><b>区</b> 都区共同事業であり、基礎自治体である区と広域自治体である都が、それぞれの役割のもとに共同するものであることから、都の経費負担は、「府県財源」により対応すべき「府県事務」である。また、都の単独事業分は、区市町村等が行う事業に対し、都全域にわたる広域的観点から補助するものであるから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	693
30	福祉のまちづくり リフト付タクシー等整備事業	<p><b>概要</b> 高齢者や障害者をはじめ、だれでも利用しやすいリフト付タクシーを整備することにより、移動手段の充実及び多様化を図り、民間タクシー事業者における同タクシーの導入を誘導・普及を促す。</p> <p><b>都</b> 地域福祉の基盤整備を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	22
31 - 保護施設の運営・整備等				
	1 被保護者世帯に対する都加算	<p><b>概要</b> 生活保護世帯に対する見舞金支給(夏・冬の計2回支給) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設及び宿所提供施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p><b>都</b> (見舞金支給)地域に密着した本来市の行う事務であり、生活保護世帯に対する一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>(民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> (見舞金支給)都全域にわたり公的支援の統一的な水準を確保する観点から、区市町村が実施する生活保護事業に加算するものであることから、「府県事務」である。</p> <p>(施設サービス推進補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	1,679
	2 保護施設の整備助成	<p><b>概要</b> 生活保護施設整備費の都補助分</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	125
32 - ケア・リビングの推進				
	1 シルバーピアの整備	<p><b>概要</b> 住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者向けに配慮した集合住宅に、安否確認や緊急時対応等を行うワーカー(管理人)又はLSA(生活援助員)を配置し、必要に応じてサービスを提供する在宅介護支援センター等と連携する。</p> <p><b>都</b> ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、大都市部における地価の高さを反映した住宅困窮高齢者の増加を背景に、都単独事業としてスタートしたものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。また、国制度分は政令市等が処理する事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	166
	2 痴呆性高齢者グループホーム整備	<p><b>概要</b> 少数の痴呆性高齢者が家庭的な環境で専門的スタッフによる支援を受けながら共同生活を行う痴呆性高齢者グループホームの整備費補助</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	265
	3 ケアハウス整備費補助	<p><b>概要</b> 自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められ、又は独立して生活するには不安があり、かつ家族による援助を受けることが困難な高齢者に、日常生活に必要な便宜を供与するケアハウスの整備費補助</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	361

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
33 - 地域における日常生活の支援				
1	介護予防・地域 支え合い事業	以下 <sup>1</sup> の保健福祉サービスに対する支援		
		概要 ①在宅の高齢者が出来る限り寝たきりなどの要介護状態になったり、状態がさらに悪化しないようにするために行う事業②自立した生活を確保するために行う事業③生きがいや健康づくりのために行う事業		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	955
区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
2	介護サービス適 正実施指導事業	以下の事業に対する補助		
		概要 介護相談員派遣等事業、ケアプラン指導研修事業、サービス事業者振興事業、福祉用具・住宅改修研修事業、離島等サービス確保対策事業、福祉用具・住宅改修地域利用促進事業		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	36
区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
3	高齢者緊急通報 システムの整備	病弱なひとり暮らし等の高齢者が、家庭内で病気などの緊急事態に陥った場合、専用通報機を用いて東京消防庁等に通報することのできる、緊急通報システムの整備に対する補助を行う。		
		都 ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることなどを背景に、都単独事業としてスタートしたものであり、都が一體的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事業である。また、国制度分は政令市等が処理する大都市特例のある事務である。	区域内経費全額	141
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—
4	高齢者火災安全 システム事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯において、家庭内での火災による緊急事態に備えて、火災警報器等を設置するとともに、緊急時に火災警報を専用通報機を用いて東京消防庁に自動通報できるようにする。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	20
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—
5	痴呆介護研修事 業	介護実務者に適切な介護技術や知識を取得させるため、「痴呆介護実務者研修」を実施するとともに、指導的職員を、高齢者痴呆介護研究センターで実施される「痴呆介護指導者養成研修」へ派遣する。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	9
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—
34 - 高齢者のための相談等				
1	在宅介護支援セ ンター事業補助	在宅の要介護高齢者等が身近な所で気軽に専門家に相談できるとともに、区市町村の窓口に行かなくとも、必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるように調整するなど、介護等の支援を行う、在宅介護支援センター事業への補助		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	324
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—
2	高齢者安心電話 事業	高齢者及びその家族等の抱える保健、福祉、生活、人間関係等高齢者に係る各種の相談に応じることにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。		
		都 高齢者の各種相談に一體的かつ迅速に対応する体制を整える必要があることから、都単独事業としてスタートしたものであり、地域に密着した本来市の行う事務であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。	区域内経費全額	27
		区	都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
35 - 高齢者の生きがいと社会参加				
1	老人クラブ運営費補助	概要 老人クラブへの助成、区市町村老人クラブ連合会への助成		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	51
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
2	シルバーパスの交付	概要 シルバーパスを発行し、これを利用することにより一般乗合旅客自動車等に乗車できるようにする事業を行う団体として指定した団体(指定団体)に対し、事業の実施に必要な支援を行う。		
		都 高齢者の社会参加と高齢者福祉の向上を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、高齢者の社会参加促進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一に対応するものである。	区域内経費全額	8,729
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—	—
36 - 老人福祉施設等の運営・整備				
1	軽費老人ホーム運営費補助	概要 低所得階層に属する高齢者(60歳以上)であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が低額な料金で利用できる施設である軽費老人ホームの、生活費を含む1人当たり運営費のうち、本人負担額を除いた分について補助する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	324
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
2	老人ホーム建設費補助	概要 区市町村、社会福祉法人に対し、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)や、「在宅複合型の整備について」(平成6年9月14日付老計発第120号)に規定する在宅複合型施設の整備に要する費用の一部を補助する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	2,926
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
3	老人デイサービスセンター等整備費補助	概要 老人デイサービスセンター(小規模・痴呆含む)、在宅介護支援センター運営事業実施要綱(平成3年1月25日付福高福第430号)に規定する在宅介護支援センター及び余裕教室を活用した社会福祉施設への改善整備の促進について(平成11年3月24日付社援第709号)に規定する余裕教室活用促進のための整備に要する費用の一部を補助する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	439
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
4	介護老人保健施設整備費補助	概要 寝たきりの高齢者などに、リハビリテーション、看護などの医療ケアと日常生活上のサービスを併せて提供し、高齢者の自立支援、家庭への復帰をめざす「介護老人保健施設」を整備する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	3,972
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
5	特別養護老人ホーム経営支援事業	概要 特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの向上など、新しい時代の都民の要望に応えられる施設となるよう、その運営費等に要する経費の一部を補助することにより、経過的支援を行う。		
		都 本事業は、介護保険制度に円滑に移行し、新しい時代の福祉ニーズに積極的に応え、施設が自立して経営ができるよう支援事業を行うものであり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	1,954
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
36	6 民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	概要 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(A型及びB型に限る)を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。	区域内経費全額	1,253
		都 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。		
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		
7	老人ホームの運営	概要 都立養護老人ホーム、都立ナーシングホーム(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の運営	区域内経費全額	1,972
		都 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。		
8	老人保護費都負担金	概要 老人福祉法第24条第1項第2号により、区市町村が行う第11条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項に規定する老人ホームへ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置	区域内経費全額	952
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
37 - 児童等の環境づくり				
1	子育てひろば事業補助	概要 区市町村が身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、0～3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う事業に対する補助	区域内経費全額	40
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
2	子ども家庭在宅サービス事業補助	概要 区市町村が「子ども家庭支援センター」をはじめ関係機関と連携しながら実施する、ショートステイ事業、トワイライトステイ等、子どもと家庭支援のための事業に対する補助	区域内経費全額	30
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
3	母子福祉貸付資金繰出金	概要 母子福祉貸付資金会計への一般会計からの繰出	区域内経費全額	744
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
38 - 保育事業				
1	保育所運営費都負担金	概要 児童福祉法の規定による保育所での保育の実施にかかる運営費負担金	区域内経費全額	10,115
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
2	保育所地域活動事業	概要 世代間交流等事業、地域の子育て家庭への育児講座等、地域の特性に応じた保育活動を行っている」と認めた保育所に対する補助	区域内経費全額	72
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
38	3 延長保育対策	概要: 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、自主的に延長保育を行う保育所に、運営費の一部を補助する。		
		都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	250
		区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
4	4 民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	概要: 児童福祉法に規定する保育所を運営する民間保育所設置者に対して、人件費、管理費及び事業費を補助する。		
		都: 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。	区域内経費全額	5,881
		区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—	—
5	5 保育室等運営費の補助	概要: 以下の事業に対する補助 ①保育室運営事業 ②家庭福祉員事業 ③家庭的保育支援事業		
		都: 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、保護者の就労状況の多様化により、延長保育や零歳児保育等の、いわゆる都市型保育ニーズが増大していることから、都が一体的、統一的に対応するため行っている。また、家庭福祉員事業等は政令市等が処理する大都市特例のある事務である。	区域内経費全額	1,212
		区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
39 - 児童福祉施設等の運営・整備				
1	1 地区児童館等活動事業費補助	概要: 公立民営、私立民営の地区児童館の活動事業に対し、その事業の一部を補助する。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	21
		区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
2	2 児童相談所の運営・整備	概要: 都立児童相談所の運営及び施設整備		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	3,797
		区: 法律上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
3	3 児童養護施設の運営・整備	概要: 都立児童養護施設の運営及び施設整備		
		都: 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。	区域内経費全額	2,682
		区: 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
4	4 保育所整備費補助	概要: 区市町村、社会福祉法人に対し、保育所の整備に要する費用の一部を補助する。		
		都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	193
		区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
5	5 児童厚生施設整備費補助	概要: 区市町村、社会福祉法人に対し、児童館の整備に要する費用の一部を補助する。		
		都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	50
		区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
6	6 母子生活支援施設整備費補助	概要: 区市町村、社会福祉法人に対し、母子生活支援施設の整備に要する費用の一部を補助する。		
		都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	25
		区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
39	7 児童養護施設整備費補助	概要 区市町村、社会福祉法人に対し、児童養護施設の整備に要する費用の一部を補助する。	区域内経費全額	96
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
8	母子の保護委託	概要 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立を促進するために、その生活を支援する母子生活支援施設の運営費負担金 児童福祉法に規定する母子生活支援施設を運営する民間社会福祉法人等に対し人件費、管理費及び事業費を補助する。	区域内経費全額	482
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		
9	児童の保護委託	概要 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養育を要する児童を入所させ、これを養育し、あわせてその自立を支援する児童養護施設の運営費負担金 児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。	区域内経費全額	6,862
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		
40 - 障害者のための相談事業等				
1	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	概要 ①身体障害者の地域活動の推進、身体障害者の更生援護に関する相談・指導、身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など ②知的障害者の家庭における養育及び生活などに関する相談・指導・助言、知的障害者の施設入所・就学・就職などに関する関係機関への連絡、知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など	区域内経費全額	21
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
2	知的障害児等相談支援事業	概要 在宅の知的障害児の療養等に関する相談・支援を行うなど、障害児の地域での生活を支援するため、障害者施設の機能を活用して以下の事業を行う。 在宅支援訪問療育等指導事業、在宅支援外来療育等指導事業、地域生活支援事業、施設支援一般指導事業	区域内経費全額	17
		都 障害児の地域での生活を支援することを目的として、都単独事業として実施しているものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。		
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
41 - 障害者への医療等の給付				
41 - 1	更生医療の給付	概要 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者であって、身体障害者更生相談所(心身障害者センター)の判定等に基づき、各区市町村が医療の給付を必要と認めたものに対して医療を給付する。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	3
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
41 - 2	進行性筋萎縮症患者療養等給付事業	概要 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の進行性筋萎縮症患者であって、その治療等に特に長時間を要するものに対して、療養あわせて必要な訓練等を行う。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	20
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
42 - 障害者の就労の促進				
42 - 1	盲人ホーム運営費補助	概要 盲人ホームを運営する社会福祉法人に対し、その経費の一部を補助する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	6
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
42 - 2	知的障害者福祉工場の運営費補助	概要 福祉工場を運営する社会福祉法人に対して、その経費の一部を補助する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	18
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
42 - 3	区市町村障害者就労支援事業	概要 障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援と生活支援を一体的に提供する区市町村障害者就労支援事業に対して補助を行う。		
		都 本事業は身近な地域において、就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供する支援事業を推進するものであり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っているものである。(一部、政令市等が実施する事務も含まれている)。	区域内経費全額	107
		区 区市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。また、国制度分については、政令指定都市等の特例があるが、当該特例が適用されない特別区の区域においては都が行う「府県事務」である。	—	—
43 - 障害者福祉サービスの充実				
43 - 1	全身性障害者介護人派遣事業補助	概要 全身にわたる障害のため独立して日常生活を営むのに支障のある全身性障害者に対し、介護人を派遣して、日常生活の便宜を供与する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	1,470
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
43 - 2	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	概要 心身障害のため独立して日常生活を営むのに支障のある心身障害者(児)の家庭等に対し、ヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	1,464
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
43 - 3	在宅身体障害者ショートステイ事業	概要 在宅の身体障害者を介護している家族等が疾病等の理由により介護できない場合に一時的に施設に保護する。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	20
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額	
43	4 身体障害者サービス事業補助	概要 身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創造的活動、機能訓練等の各種のサービスを提供する。			
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	174	
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
	5 身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	概要 身体上の障害のため、家庭生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するために設置された「福祉ホーム」を運営する社会福祉法人等に対し、その運営費を補助する。			
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	7	
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
	6 身体障害者自立支援事業	概要 日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービス(身辺介助、家事介助)を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援する。			
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	3	
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
	7 知的障害者サービス事業補助	概要 地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行う。			
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	68	
		区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—	
8 知的障害者生活寮	概要 就労又は通所授産施設等を利用している知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助等を行う。				
	都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	185		
	区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		
9 重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	概要 在宅の重度の心身障害者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具を給付する。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)				
	都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	74		
	区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		
10 心身障害者(児)緊急保護事業	概要 在宅の心身障害者(児)の援護対策の一環として、保護者又は家庭の疾病等により家庭における介護が困難となった心身障害者(児)を緊急に一時保護する。				
	都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	250		
	区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		
11 重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	概要 ひとり暮らし等在宅の重度身体障害者及び難病患者の生活の安全を確保するため緊急通報システムを整備する。				
	都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	5		
	区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		
12 身体障害者(児)補装具の給付	概要 補装具を給付することにより、身体障害者(児)の障害部位を補い、又はその代替をして、必要な身体活動機能を獲得させる。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)				
	都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	6		
	区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—		

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
43	13 児童デイサービス事業	概要 心身に障害のある児童に対し通園の方法により指導を行う。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	44
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
14	小規模通所授産施設運営費補助	概要 雇用されることが困難な在宅の障害者に対し、授産指導を行う。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	191
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
15	重度知的障害者生活寮事業	概要 重度の知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助等を行う。		
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	29
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
16	盲ろう通訳・介助人派遣事業	概要 都内在住の盲ろう者に対し、その要請に応じて通訳者を派遣する。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	12
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
17	自閉症・発達障害支援センター事業	概要 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、自閉症等に関する各般の問題について自閉症児(者)等及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、自閉症児(者)等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	9
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
18	手話通訳者派遣・養成事業	概要 聴覚障害者が健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。また、手話に関する知識と経験を有する者に対し、手話等の指導を行うことにより手話通訳者及び手話指導者を養成する。		
		都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	29
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
19 在宅重症心身障害児対策				
①	訪問事業	概要 在宅重症心身障害児対策の一環として、重症心身障害児の看護に習熟した看護師等が家庭を訪問し、日常生活上の看護等を実施することにより、当該児の健康保持と安定した家庭療育を確保する。		
		都 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。	区域内経費全額	137
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—	—
②	通所委託	概要 重症心身障害児(者)をできるだけ長い期間、家族とともに地域社会の中で生活していけるよう、通所施設に保護者の下から通わせて必要な療育を図る。		
		都 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	289
		区 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。	—	—
		国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
43	19 ③ 地域療養等支援事業	<p><b>概要</b> 在宅の心身障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	17
44 - 障害者の生活環境の改善				
	1 点字図書館運営費補助	<p><b>概要</b> 視覚障害者の求めに応じて、無料又は低額な料金で点字刊行物等を閲覧させる。</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	109
	2 身体障害者用自動車改造費助成事業	<p><b>概要</b> 身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成する。</p> <p><b>都</b> 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	6
	3 障害者休養ホーム事業	<p><b>概要</b> 障害者(児)及びその家族の健康の増進、レクリエーション等のための施設を設定し、宿泊料の一部を助成する。</p> <p><b>都</b> 本事業は、障害者の社会参加をより一層促進するための事業であり、地域に密着した本来市の行う事務である。障害者の社会参加促進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	106
	4 聴覚障害者情報提供施設運営費補助	<p><b>概要</b> 聴覚障害者に対して、無料又は低額な料金で聴覚障害者用録画物、その他聴覚障害者が利用する物を製作し、又はこれらの利用に供する施設の運営費助成</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	18
	5 重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	<p><b>概要</b> 在宅の重度身体障害者(児)に対し、その者の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用を給付する。</p> <p><b>事業種別</b>: 小規模改修、中規模改修、屋内移動設備</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	30
45 - 心身障害者(児)施設の運営・整備				
	1 障害者施設の運営等(心身障害者福祉センター)	<p><b>概要</b> 心身障害者(児)に関する各種の相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判定し、これに基づき適切な指導及び援護を行う施設である、心身障害者福祉センターの運営</p> <p><b>都</b> 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一に対応するものである。また、更生相談所については政令市が処理できる事務である。</p> <p><b>区</b> 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。また、当該施設は、法律上、「府県事務」である更生相談所の機能を中心としたものである。</p>	区域内経費全額	981
	2 障害者施設の運営等(障害者福祉会館)	<p><b>概要</b> 障害者及び関係者の社会活動の促進のため、集会の便宜を図り、相談及び資料の提供等の情報の普及を図る施設である、障害者福祉会館の運営</p> <p><b>都</b> 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。</p> <p><b>区</b> 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	38

No.	事業名	事業概要及び都区の方	按分の考え方	一般財源所要額
45	3 障害者施設の運営等(障害者スポーツセンター)	概要 スポーツ施設及び集会室等を障害者の利用に供するとともに各種講座等の事業を実施する施設である、障害者スポーツセンターの運営	区域内経費全額	493
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
	4 障害者施設の運営等(身体障害者福祉工場)	概要 都立身体障害者福祉工場の運営	区域内経費全額	220
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
5	心身障害者(児)施設等の整備助成	概要 区市町村、社会福祉法人に対し、身体障害者福祉施設、心身障害児福祉施設及び知的障害者援護施設等の整備に要する費用の一部を補助する。	区域内経費全額	1,222
		都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
6	障害者施設の運営等(身体障害者施設の運営及び管理委託)	概要 都立身体障害者授産施設、都立身体障害者更生施設、都立身体障害者療護施設、都立身体障害者通所授産施設の運営	区域内経費全額	2,502
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
7	障害者施設の運営等(知的障害者(児)施設の運営及び管理委託)	概要 都立知的障害者援護施設、都立心身障害児福祉施設の運営	区域内経費全額	8,571
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
8	障害者施設の運営等(知的障害者通勤寮の運営及び管理委託)	概要 都立知的障害者通勤寮の運営	区域内経費全額	239
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。	—	—
9	心身障害者施設用地取得費貸付等事業	概要 社会福祉法人が施設建設の目的で都内に用地取得するための経費を、貸付する。	区域内経費全額	355
		都 心身障害者(児)施設の整備については、大都市部における地価の高さを背景とした地域的偏在を解消し、計画的に整備を進めていく必要があり、都が一体的、統一に対応するため行っている。		
		区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	—	—
10	心身障害者(児)施設の各所整備	概要 都立の心身障害者(児)施設の施設整備	区域内経費全額	290
		都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。		
		区 都全域を対象にして、広域的な観点から運営される施設を整備するものであることから、「府県事務」である。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
45	11 肢体不自由児施設等の運営	<p><b>概要</b> 都立の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営</p> <p><b>都</b> 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一に対応するものである。</p> <p><b>区</b> 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	837
46 - 心身障害者(児)の保護委託				
	1 身体障害者の保護委託	<p><b>概要</b> 身体障害者福祉法第37条第1項第2号により、区市町村が行う第35条第2号及び同条第2号の2に規定する身体障害者福祉施設へ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置</p> <p>児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一に対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	819
	2 知的障害者の保護委託	<p><b>概要</b> 知的障害者福祉法第25条第1項第2号により、区市町村が行う第22条第1号の3及び同条第2号に規定する知的障害者福祉施設へ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置</p> <p>児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p><b>都</b> 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一に対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	4,523
	3 心身障害児の保護委託	<p><b>概要</b> 知的障害児施設等の心身障害者施設への入所措置に関する費用</p> <p>児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p><b>都</b> 政令市が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一に対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	1,901
	4 肢体不自由児等の保護委託	<p><b>概要</b> 児童の保護委託(民間の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設への入所委託)</p> <p><b>都</b> 政令市が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。また、特別区の区域における高い児童の保護措置の需要に対し、一定水準を確保するために統一に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,661



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
47 - 手当・医療費助成				
1	重度手当の支給	<p><b>概要</b> 心身に重度の障害を有し常時複雑な介護を必要とする在宅の障害者(児)に対し手当を支給する。</p> <p><b>都</b> 本事業は、在宅における障害者及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図ることなどを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者の地域福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	4,591
2	老人医療費助成	<p><b>概要</b> 都内に住む昭和11年6月30日までに生まれた者(H16.7～:昭和12年6月30日までに生まれた者)であって、国民健康保険の被保険者又は社会保険の被扶養者である者に対して、医療保険の自己負担分から老人保健法で規定する一部負担金等に相当する額を控除した額を助成する。</p> <p><b>都</b> 本事業は、高齢者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、高齢者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	13,074
3	心身障害者医療費助成	<p><b>概要</b> 心身障害者に対し医療費の一部を助成する。</p> <p><b>都</b> 本事業は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p><b>区</b> 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	9,829
48 - 病院等				
1	病院会計支出金(都立病院の運営)	<p><b>概要</b> 救急医療、難病医療等を担う都立病院を設置、運営する。</p> <p><b>都</b> 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っており、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p><b>区</b> 都立病院は、高度医療・専門医療に重点をおいて整備されているものであるが、通常の医療機能も果たしていることから、全国的な道府県と市町村の公営病院の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	5大市病床数比率0.631	16,757
			全国市町村病床数比率0.695	18,457
2	地域病院の運営	<p><b>概要</b> 地域に不足している医療を提供するとともに、地域の医療機関と有機的な連携のもと、主として二次医療を中心とした短期急性疾患を対象とする地域中核病院として、地域全体の医療体制の向上を目指す。(東部地域病院)</p> <p><b>都</b> 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っており、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p><b>区</b> 「病院」の考え方と同様に「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	5大市病床数比率0.631	557
			全国市町村病床数比率0.695	614
3	リハビリテーション病院の運営	<p><b>概要</b> 都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として、高度診療機能を備え、身体に障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育・研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p><b>都</b> 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っており、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p><b>区</b> リハビリテーション病院は、一般病院では対応困難な患者に対して高度・専門医療等を行うことを目的とし、都全域を対象に広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	5大市病床数比率0.631	348
			—	—
4	老人医療センターの運営	<p><b>概要</b> 主として65歳以上の都民等を対象に、一般の医療機関では対応困難な高度・専門医療を行い、併せて高齢者医療に対する知識の普及啓発を図る。</p> <p><b>都</b> 本センターは高齢者を対象とした専門的な医療と通常の医療や、健康管理も担当していることから、「病院」と同じ考え方に立つものである。</p> <p><b>区</b> 老人医療センターは、一般病院では対応困難な患者に対して、高度・専門医療等を行うことを目的として区部と多摩地域に各々設置されているものであることから、「府県事務」である。</p>	5大市病床数比率0.631	2,095
			—	—



No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
49 - 地域保健				
1 保健所設置市又はその市長の事務のうち都が処理しているもの				
① 食品衛生法関係	概要	市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査を実施する。		
	都	特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。	区域内経費全額	73
	区	保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。	—	—
② 狂犬病予防法関係	概要	未登録犬、未注射犬や鑑札・注射済票をつけていない犬を捕獲・収容するほか、飼い主が逸走させた犬や放し飼いの犬についての捕獲・収容を行っている。		
	都	特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。	区域内経費全額	82
	区	保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。	—	—
③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係	概要	特定建築物に対する監視指導(立入検査等)を実施		
	都	特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。	区域内経費全額	16
	区	保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。	—	—
2 小児疾病等医療費公費負担				
① 育成医療、療養給付	概要	・育成医療は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給する。 ・療養給付は、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うとともに、学習用品の給付を行う。		
	都	地方分権一括法に基づき、法令委譲事務として一部が区の事務となっているが、医療費については都が負担している。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	67
	区	法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
② 小児慢性疾患医療費公費負担	概要	都内に住所を有する18歳未満の児童で、悪性新生物や慢性腎疾患等の対象疾患に罹患し入院又は通院(ぜんそくを除く)を必要とするもの(20歳未満まで延長可)に対する医療費助成。		
	都	保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務である。これらの事務は一定の給付水準を確保するために統一的に対応しているものである。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	854
	区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
3 母子保健指導事業	概要	知的障害等を早期発見するために新生児に対し、先天性代謝異常検査を行う。また、小児がんの早期発見のため、神経芽細胞腫検査を行う。		
	都	保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であるが、これらの事業は一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。	区域内経費全額	234
	区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	—	—
4 公害保健対策(大気汚染医療費助成)	概要	大気汚染の影響を受けたと推定される疾病に罹患した者(18歳未満)に対し、医療費を助成する。(慢性気管支炎、気管支ぜん息等)		
	都	大都市特有の課題であり、特別区の区域における事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康障害者に対し、一定のサービス水準を確保するなど統一的に対応する必要がある。	区域内経費全額	1,229
	区	都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	—	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
49	5 健康安全研究センター	<p><b>概要</b> 健康安全研究センター(旧衛生研究所)の管理運営、各種試験検査、調査研究、技術研修、放射能測定調査等及び食品・医薬品に関する監視指導等を実施</p> <p><b>都</b> 府県においても設置しているが、ほとんどの政令市において設置されており、大都市においては市の事務である。特別区の区域において求められる高い検査技術や食品の監視機能などの需要に対し、行政が主体的に取り組むべき事務であり、都が一体的、統一した対応するため行っている。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費の	1,306
50 - 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務				
	1 精神障害者の地域生活支援	<p><b>概要</b> 精神障害者の社会復帰の支援のため、生活の場や作業の場を確保し、生活指導、社会適応訓練を行うことにより、社会的自立を図る。</p> <p><b>都</b> 精神障害者の社会復帰活動の支援等は大都市地域の高い行政需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一した対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2,567
	2 措置入院等	<p><b>概要</b> 医療又は保護のため、自傷他害のおそれのある精神障害者を入院措置する。</p> <p><b>都</b> 精神障害者の救急医療の需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一した対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	4,489
	3 精神保健福祉センター管理運営	<p><b>概要</b> 精神保健福祉に関する中核的施設として、地域の関係諸機関との連携のもと、精神障害の予防から社会復帰に至る活動を進める。(普及啓発、相談・訪問等を実施)</p> <p><b>都</b> 精神障害者の社会復帰活動の支援等は大都市地域の高い行政需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一した対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,017
51 墓地・埋葬等に関する法律に関する事務				
	人骨等処理	<p><b>概要</b> 住所氏名等が明らかで、かつ引取者のない死体(旧福祉局所管は住所氏名等が明らかでないもの)又は、放置されて引取者の判明しない人骨、焼骨について埋葬、火葬を取扱った区市町村に対してその費用を負担する。</p> <p><b>都</b> 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p><b>区</b> 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2
52	特別区事務処理特例交付金	<p><b>概要</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することとすることに伴い、必要な財源を交付するものである。</p> <p><b>都</b> 事務処理特例交付金として交付しているもののうち、政令市等であれば法令等の定めにより行うべき事務または専ら行っている事務については、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 ※特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条第7項、第13項、第31項、第42項、第78項及び第79項に定める事務。</p> <p><b>区</b> 事務処理特例は、都道府県の事務を区市町村が特例的に処理し、その経費を都道府県の財源で措置する制度である。政令指定都市等は法令により当該事務を処理しているが、当該法令が適用されない特別区の区域においては事務処理特例で行っているものであるから、都の交付金は「府県財源」で対応すべき「府県事務」である。</p>	政令市及び保健所設置市の事務	2,569
53	公債費会計繰出金	<p><b>概要</b> 一般会計の都債の元金の償還、利子の支払い等を行う。</p> <p><b>都</b> 各事業における考え方に基づき、公債費を按分</p> <p><b>区</b> 同上</p>	各事業の考え方による	257,656
			各事業の考え方による	148,296
54	用地会計繰出金	<p><b>概要</b> 道路、公園、河川等の用地を先行取得する。</p> <p><b>都</b> 各事業における考え方に基づき、用地費を按分</p> <p><b>区</b> 同上</p>	各事業の考え方による	16,531
			各事業の考え方による	5,911

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
55	退職手当	概要 職員の退職手当		
		都 大都市事務に係る人件費の割合に応じて退職手当を按分	大都市事務に係る人件費割合	26,487
		区 同上	大都市事務に係る人件費割合	16,298
56	人事関係の管理事務	概要 人事、給与、組織管理、共済事務、研修等の人事関係の管理事務を行う。		
		都 大都市事務に係る人件費の割合に応じて人事関係管理事務費を按分	大都市事務に係る人件費割合	8,577
		区 同上	大都市事務に係る人件費割合	3,615
57	その他管理事務	概要 計画、調査、広報広聴、経理、出納、議会等、都政全体に係る管理事務を行う。		
		都 大都市事務に係る事業費の割合に応じてその他管理事務費を按分	大都市事務に係る事業費割合	34,703
		区 同上	大都市事務に係る事業費割合	17,686
合 計		都		1,196,350
		区 ※ 大都市事務に係る事業費の割合に応じて財調基金充当分を控除(22,407百万円)		680,245

# 提示事務分類表

## 1 法令上市町村が実施する事務(都が法令により実施)

単位: 百万円

事業名	都案		区案		都案-区案	No.
1 都が徴収する市町村税に係る徴収事務	市町村税相当分	51,293	市町村税相当分	51,293	0	1
2 水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	区域内経費全額	1,990	水源開発分除く	1,562	428	2
3 下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	区域内経費全額	194,407	区域内経費全額	194,407	0	4
4 消防組織法及び消防法に基づく事務	危険物取扱者関係経費等を除く	169,814	危険物取扱者関係経費等を除く	169,814	0	25-1
小計		417,504		417,076	428	

※ 都案・区案欄の数値は、大都市事務経費の一般財源所要額(以下同じ)。

## 2 法令等により都道府県が実施する事務のうち政令指定都市等が実施する事務 (法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務を含む)

### ① 法令等により政令指定都市が実施する事務

単位: 百万円

事業名	都案		区案		都案-区案	No.
1 道路管理(特例都道分除く)	区域内経費全額 (道路認定分を除く)	6,280		0	6,280	7-1
2 道路清掃(特例都道分除く)	区域内経費全額	657		0	657	7-2
3 街路(特例都道分除く)	区域内経費全額	3,063		0	3,063	7-3
4 市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金(特例都道分除く)	区域内経費全額	27		0	428	9-5
5 都市計画法に基づく許可及び指導監察	区域内経費全額	30		0	30	9-6①
6 宅地造成等規制法に基づく許可及び指導監察	区域内経費全額	20		0	20	9-6②
7 屋外広告物指導事務	区域内経費全額	30		0	30	9-6③
8 東京都土地利用審査会の運営等	区域内経費全額	26		0	26	9-6④
9 土地取引の届出等の事務	区域内経費全額	43		0	43	9-6⑤
10 遊休土地に関する事務	区域内経費全額	7		0	7	9-6⑥
11 土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	区域内経費全額	9		0	9	9-6⑦
12 土地取引状況調査	区域内経費全額	1		0	1	9-6⑧
13 開発審査会の運営	区域内経費全額	7		0	7	9-6⑨
14 運輸事業振興助成交付金	区域内経費全額	954		0	954	9-6⑩
15 区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	区域内経費全額	40		0	40	9-6⑪
16 踏切対策基本調査	区域内経費全額	24		0	24	9-6⑫
17 管理費等	区域内経費全額	12		0	12	9-6⑬
18 河川	区域内経費の1/2	6,607		0	6,607	11-1
19 河川清掃	区域内経費の1/2	322		0	322	11-2
20 計量検定所	区域内経費全額	96		0	96	19
21 教育指導奨励(小中学校)	区域内経費全額	639		0	639	23-4
22 消防学校	区域内経費全額	1,142		0	1,142	25-2
23 民生(児童)委員の活動等	区域内経費全額	838		0	838	26-6
24 行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	区域内経費全額	70		0	70	28-1
25 生活保護費都負担金	区域内経費全額	13,403		0	13,403	28-2
26 保護施設の整備助成	区域内経費全額	125		0	125	31-2
27 シルバーピアの整備	区域内経費全額	166		0	166	32-1
28 痴呆性高齢者グループホーム整備	区域内経費全額	265		0	265	32-2
29 ケアハウス整備費補助	区域内経費全額	361		0	361	32-3
30 介護予防・地域支え合い事業	区域内経費全額	955		0	955	33-1
31 介護サービス適正実施指導事業	区域内経費全額	36		0	36	33-2
32 高齢者緊急通報システムの整備	区域内経費全額	141		0	141	33-3
33 高齢者火災安全システム事業	区域内経費全額	20		0	20	33-4
34 痴呆介護研修事業	区域内経費全額	9		0	9	33-5
35 在宅介護支援センター事業補助	区域内経費全額	324		0	324	34-1
36 老人クラブ運営費補助	区域内経費全額	51		0	51	35-1
37 軽費老人ホーム運営費補助	区域内経費全額	324		0	324	36-1
38 老人ホーム建設費補助	区域内経費全額	2,926		0	2,926	36-2
39 老人デイサービスセンター等整備費補助	区域内経費全額	439		0	439	36-3
40 介護老人保健施設整備費補助	区域内経費全額	3,972		0	3,972	36-4
41 老人保護費都負担金	区域内経費全額	952		0	952	36-8
42 子育てひろば事業補助	区域内経費全額	40		0	40	37-1

※ 「No.」欄は、「都が行う「大都市事務」について(都案・区案)」のNo.と同じ。

事業名	都案	区案	都案一区案	No.	
43 子ども家庭在宅サービス事業補助	区域内経費全額	30	0	30	37-2
44 母子福祉貸付資金繰出金	区域内経費全額	744	0	744	37-3
45 保育所運営費都負担金	区域内経費全額	10,115	0	10,115	38-1
46 保育所地域活動事業	区域内経費全額	72	0	72	38-2
47 延長保育対策	区域内経費全額	250	0	250	38-3
48 保育室等運営費の補助	区域内経費全額	1,212	0	1,212	38-5
49 地区児童館等活動事業費補助	区域内経費全額	21	0	21	39-1
50 児童相談所の運営・整備	区域内経費全額	3,797	0	3,797	39-2
51 保育所整備費補助	区域内経費全額	193	0	428	39-4
52 児童厚生施設整備費補助	区域内経費全額	50	0	50	39-5
53 母子生活支援施設整備費補助	区域内経費全額	25	0	25	39-6
54 児童養護施設整備費補助	区域内経費全額	96	0	96	39-7
55 母子の保護委託	区域内経費全額	482	0	482	39-8
56 児童の保護委託	区域内経費全額	6,862	0	6,862	39-9
57 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	区域内経費全額	21	0	21	40-1
58 更生医療の給付	区域内経費全額	3	0	3	41-1
59 進行性筋萎縮症者療養等給付事業	区域内経費全額	20	0	20	41-2
60 盲人ホーム運営費補助	区域内経費全額	6	0	6	42-1
61 知的障害者福祉工場の運営費補助	区域内経費全額	18	0	18	42-2
62 区市町村障害者就労支援事業	区域内経費全額	107	0	107	42-3
63 全身性障害者介護人派遣事業補助	区域内経費全額	1,470	0	1,470	43-1
64 心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	区域内経費全額	1,464	0	1,464	43-2
65 在宅身体障害者ショートステイ事業	区域内経費全額	20	0	20	43-3
66 身体障害者デイサービス事業補助	区域内経費全額	174	0	174	43-4
67 身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	区域内経費全額	7	0	7	43-5
68 身体障害者自立支援事業	区域内経費全額	3	0	3	43-6
69 知的障害者デイサービス事業補助	区域内経費全額	68	0	68	43-7
70 知的障害者生活寮	区域内経費全額	185	0	185	43-8
71 重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	区域内経費全額	74	0	74	43-9
72 心身障害者(児)緊急保護事業	区域内経費全額	250	0	250	43-10
73 重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	区域内経費全額	5	0	5	43-11
74 身体障害者(児)補装具の給付	区域内経費全額	6	0	6	43-12
75 児童デイサービス事業	区域内経費全額	44	0	44	43-13
76 小規模通所授産施設運営費補助	区域内経費全額	191	0	191	43-14
77 重度知的障害者生活寮事業	区域内経費全額	29	0	29	43-15
78 盲ろう通訳・介助人派遣事業	区域内経費全額	12	0	12	43-16
79 自閉症・発達障害支援センター事業	区域内経費全額	9	0	9	43-17
80 手話通訳者派遣・養成事業	区域内経費全額	29	0	29	43-18
81 在宅重症心身障害児対策 通所委託	区域内経費全額	289	0	289	43-19②
82 在宅重症心身障害児対策 地域療養等支援事業	区域内経費全額	17	0	17	43-19③
83 点字図書館運営費補助	区域内経費全額	109	0	109	44-1
84 身体障害者用自動車改造費助成事業	区域内経費全額	6	0	6	44-2
85 聴覚障害者情報提供施設運営費補助	区域内経費全額	18	0	18	44-4
86 重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	区域内経費全額	30	0	30	44-5
87 心身障害者福祉センター	区域内経費全額	981	0	981	45-1
88 心身障害者(児)施設等の整備助成	区域内経費全額	1,222	0	1,222	45-5
89 身体障害者の保護委託	区域内経費全額	819	0	819	46-1
90 知的障害者の保護委託	区域内経費全額	4,523	0	4,523	46-2
91 心身障害児の保護委託	区域内経費全額	1,901	0	1,901	46-3
92 肢体不自由児等の保護委託	区域内経費全額	1,661	0	1,661	46-4
93 育成医療、療養給付	区域内経費全額	67	0	67	49-2①
94 小児慢性疾患医療費公費負担	区域内経費全額	854	0	854	49-2②
95 母子保健指導事業	区域内経費全額	234	0	234	49-3
96 健康安全研究センター	区域内経費の1/2	1,306	0	1,306	49-5
97 精神障害者の地域生活支援	区域内経費全額	2,567	0	2,567	50-1
98 措置入院等	区域内経費全額	4,489	0	4,489	50-2
99 精神保健福祉センター管理運営	区域内経費全額	1,017	0	1,017	50-3
100 人骨等処理	区域内経費全額	2	0	2	51
101 特別区事務処理特例交付金(保健所設置市の事務を除く)	政令市の事務	2,515	0	2,515	52
小計		98,244	0	98,244	

② 法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務

単位:百万円

事業名		都案		区案		都案-区案	No.
1	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち 都が処理しているもの	区域内経費全額	327		0	327	6
2	保健所設置市又はその市長の事務のうち都が処理しているもの						
	①食品衛生法関係	区域内経費全額	73		0	73	49-1①
	②狂犬病予防法関係	区域内経費全額	82		0	82	49-1②
	③建築物における衛生的環境の確保に関する法律 関係	区域内経費全額	16		0	16	49-1③
3	特別区事務処理特例交付金(保健所設置市の 事務)	保健所設置市の事 務	54		0	54	52
小計			552		0	552	

③ 法令等により政令で定める市が行うことができる事務(②を除く)

単位:百万円

事業名		都案		区案		都案-区案	No.
1	大気環境改善指導	区域内経費全額	22		0	22	15-1⑦
2	大気環境監視対策	区域内経費全額	407		0	407	15-1⑧
3	土壌・地下水汚染対策	区域内経費全額	71		0	71	15-3
4	水環境対策の推進	区域内経費全額	173		0	173	15-4
小計			673		0	673	

単位:百万円

2の合計		都案	区案	都案-区案
		99,469	0	99,469



### 3 任意共管事務

#### ① 都案・区案ともに全額「大都市事務」としているもの

単位：百万円

事業名	都案		区案		都案－区案	No.
1 都市改造	区域内経費全額	10,255	区域内経費全額	10,255	0	9-8
2 特別区清掃事業臨時特例交付金	区域内経費全額	1,243	区域内経費全額	1,243	0	14-1
小計		11,498		11,498	0	

#### ② 都案では5大市比率、区案では全国市町村立比率により、一部を「大都市事務」としているもの

単位：百万円

事業名	都案		区案		都案－区案	No.
1 都市開発資金会計繰出金等	道路：全額 公園：5大市公園面積比率	1,175	道路：特例都道比率 公園：全国市町村立公園面積比率	504	671	9-1
2 公園	5大市公園面積比率	20,034	全国市町村立公園面積比率	13,459	6,575	12-1
3 住宅	5大市公営住宅数比率	16,407	全国市町村立公営住宅数比率	6,205	10,202	13-1
4 病院会計支出金（都立病院の運営）	5大市病床数比率	16,757	全国市町村立病床数比率	18,457	△ 1,700	48-1
5 地域病院の運営	5大市病床数比率	557	全国市町村立病床数比率	614	△ 57	48-2
小計		54,930		39,239	15,691	

#### ③ 都案では全額「大都市事務」、区案では一部を「大都市事務」としているもの

単位：百万円

事業名	都案		区案		都案－区案	No.
1 工業用水道事業（工業用水道事業会計支出金）	区域内経費全額	955	全国市町村立施設数比率	398	557	3
2 中央卸売市場会計支出金	区域内経費全額	1,659	広域市場除く取扱金額比率	544	1,115	5-1
3 道路管理（特例都道分）	区域内経費全額	21,755	特例都道比率	11,046	10,709	7-1
4 道路清掃（特例都道分）	区域内経費全額	2,278	特例都道比率	1,156	1,122	7-2
5 街路（首都高関連街路含む）（特例都道分）	区域内経費全額	10,611	特例都道比率 首都高関連部分1/2	4,005	6,606	7-3
6 首都高速道路公団出資等	区域内経費全額	3,087	大都市事務と府県事務が等分	1,544	1,543	7-4
7 集中的な渋滞対策	区域内経費全額 （警視庁分を除く）	149	大都市事務と府県事務が等分	75	74	7-5
8 違法駐車対策の推進	区域内経費全額 （警視庁分を除く）	183	大都市事務と府県事務が等分	92	91	7-6
9 交通事業会計支出金等	区域内経費全額	26,614	大都市事務と府県事務が等分	16,015	10,599	8-1
10 日暮里・舎人線整備事業	区域内経費全額	146	大都市事務と府県事務が等分	18	128	8-2
11 地下高速鉄道建設助成	区域内経費全額	12,927	大都市事務と府県事務が等分	2,988	9,939	8-3
12 都市防災施設整備事業	区域内経費全額	505	補助金部分は府県事務	55	450	9-2
13 市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金（特例都道分）	区域内経費全額	93	街路と同じ	48	45	9-5
14 東京港港湾施設建設管理	区域内経費全額	5,540	大都市事務と府県事務が等分	2,770	2,770	10-1
15 東京港海岸保全	区域内経費全額	1,495	大都市事務と府県事務が等分	748	747	10-2
16 霊園	区域内経費全額	△ 129	大都市事務と府県事務が等分	△ 65	△ 64	12-3
17 看護専門学校の管理運営	区域内経費全額	2,310	全国市町村立病床数比率	1,605	705	23-5
小計		90,178		43,042	47,136	

## ④ 都案では一部を「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

単位：百万円

事業名	都案		区案		都案一区案	No.
1 アジア大都市ネットワーク21共同事業	区域内経費の1/2	8		0	8	9-7③
2 首都圏メガロポリスの圏域づくり	区域内経費の1/2	6		0	6	9-7④
3 都市計画公園緑地緑の実態と緑資源動向調査	5大市公園面積比率	20		0	20	9-7⑤
4 総合都市交通体系調査	区域内経費の1/2	27		0	27	9-7⑥
5 外環及び周辺まちづくりに関する調査	区域内経費の1/2	12		0	12	9-7⑦
6 管理費等	事業経費の大都市比率	4		0	4	9-7⑧
7 代替地購入費等	建設局事業の大都市事務割合	33,681		0	33,681	9-9
8 総合企画及び総合調整等(自動車)	区域内経費の1/2	168		0	168	15-1①
9 自動車交通量対策	区域内経費の1/2	2		0	2	15-1②
10 自動車単体対策の推進	区域内経費の1/2	3,063		0	3,063	15-1③
11 ディーゼル車対策融資あっせん	区域内経費の1/2	404		0	404	15-1④
12 自動車燃料対策の推進	区域内経費の1/2	2		0	2	15-1⑤
13 アジア大都市ネットワーク21	区域内経費の1/2	100		0	100	17
14 国際展示場の運営	区域内経費の1/2	1,706		0	1,706	18-1
15 地域中小企業振興センターの運営等	区域内経費の1/2	316		0	316	18-2
16 創業支援機能の運営(ファッション関連、情報関連拠点の設置支援)	区域内経費の1/2	237		0	237	18-3
17 創業支援センターの運営	区域内経費の1/2	13		0	13	18-4①
18 経営安定支援	区域内経費の1/2	19		0	19	18-4②
19 販路開拓支援	区域内経費の1/2	129		0	129	18-4③
20 ネットワークづくり支援(産学公連携)	区域内経費の1/2	22		0	22	18-4④
21 技術支援	区域内経費の1/2	226		0	226	18-4⑤
22 創業支援(学生起業家の育成、創業支援)	区域内経費の1/2	5		0	5	18-4⑥
23 地域工業の活性化	区域内経費の1/2	6		0	6	18-4⑦
24 地域商業の活性化	区域内経費の1/2	16		0	16	18-4⑧
25 総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	区域内経費の1/2	516		0	516	18-4⑨
26 企業支援(制度融資)	区域内経費の1/2	6,779		0	6,779	18-4⑩
27 江戸東京博物館	区域内経費の1/2	665		0	665	20-1
28 写真美術館	区域内経費の1/2	318		0	318	20-2
29 現代美術館	区域内経費の1/2	466		0	466	20-3
30 東京文化会館	区域内経費の1/2	299		0	299	20-4
31 東京芸術劇場	区域内経費の1/2	440		0	440	20-5
32 日比谷図書館	区域内経費の1/2	97		0	97	20-6
33 東京国際フォーラムの運営等	区域内経費の1/2	787		0	787	21
34 東京体育館	区域内経費の1/2	265		0	265	22-1
35 駒沢公園総合運動場	区域内経費の1/2	276		0	276	22-2
36 東京武道館	区域内経費の1/2	174		0	174	22-3
37 辰巳国際水泳場	区域内経費の1/2	255		0	255	22-4
38 財団事務局	区域内経費の1/2	71		0	71	22-5
39 大学の運営等	5大市市立大学学生数比率	6,730		0	6,730	23-1
40 高等学校の運営等	5大市市立高校生徒数比率	31,124		0	31,124	23-2
41 工業高等専門学校等の運営等	区域内経費の1/2	903		0	903	23-3
42 リハビリテーション病院の運営	5大市病床数比率	348		0	348	48-3
43 老人医療センターの運営	5大市病床数比率	2,095		0	2,095	48-4
小計		92,800		0	92,800	



⑤ 都案では全額「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

単位:百万円

事業名	都案		区案		都案一区案	No.
1 と場合会計繰出金	区域内経費全額	3,027		0	3,027	5-2
2 住宅市街地総合整備事業	区域内経費全額	10		0	10	9-3
3 土地区画整理事業助成	区域内経費全額	1,216		0	1,216	9-4
4 都市再生緊急整備事業	区域内経費全額	256		0	256	9-7①
5 区部周辺部新たな公共交通の検討調査	区域内経費全額	20		0	20	9-7②
6 動物園	区域内経費全額	1,701		0	1,701	12-2
7 東京港廃棄物処理場建設	区域内経費全額	5,575		0	5,575	10-3
8 既設都営住宅移管	区域内経費全額	270		0	270	13-2
9 廃棄物処理(一般廃棄物)	区域内経費全額	△ 83		0	△ 83	14-2
10 道路沿道環境対策	区域内経費全額	10		0	10	15-1⑥
11 騒音振動対策	区域内経費全額	3		0	3	15-2
12 公衆浴場対策	区域内経費全額	207		0	207	16
13 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	区域内経費全額	2,857		0	2,857	24
14 福祉情報提供事業	区域内経費全額	101		0	101	26-1
15 福祉情報総合ネットワーク	区域内経費全額	64		0	64	26-2
16 福祉サービス第三者評価システム	区域内経費全額	123		0	123	26-3
17 社会福祉法人経営改革推進事業	区域内経費全額	12		0	12	26-4
18 福祉NPO等運営強化支援事業	区域内経費全額	12		0	12	26-5
19 地域福祉振興事業補助	区域内経費全額	302		0	302	26-7
20 東京都社会福祉事業団に対する補助	区域内経費全額	410		0	410	27-1
21 民間社会福祉施設設備改善整備費補助	区域内経費全額	24		0	24	27-2
22 東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	区域内経費全額	124		0	124	27-3
23 社会福祉・医療事業団借入金利子補助	区域内経費全額	1,199		0	1,199	27-4
24 山谷対策	区域内経費全額	997		0	997	29-1
25 城北福祉センター健康相談室運営費	区域内経費全額	160		0	160	29-2
26 路上生活者対策等	区域内経費全額	693		0	693	29-3
27 リフト付タクシー等整備事業	区域内経費全額	22		0	22	30
28 被保護者世帯に対する都加算	区域内経費全額	1,679		0	1,679	31-1
29 高齢者安心電話事業	区域内経費全額	27		0	27	34-2
30 シルバーパスの交付	区域内経費全額	8,729		0	8,729	35-2
31 特別養護老人ホーム経営支援事業	区域内経費全額	1,954		0	1,954	36-5
32 民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	区域内経費全額	1,253		0	1,253	36-6
33 老人ホームの運営	区域内経費全額	1,972		0	1,972	36-7
34 民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	区域内経費全額	5,881		0	5,881	38-4
35 児童養護施設の運営・整備	区域内経費全額	2,682		0	2,682	39-3
36 知的障害児等相談支援事業	区域内経費全額	17		0	17	40-2
37 在宅重症心身障害児対策 訪問事業	区域内経費全額	137		0	137	43-19①
38 障害者休養ホーム事業	区域内経費全額	106		0	106	44-3
39 障害者福祉会館	区域内経費全額	38		0	38	45-2
40 障害者スポーツセンター	区域内経費全額	493		0	493	45-3
41 身体障害者福祉工場	区域内経費全額	220		0	220	45-4
42 身体障害者施設の運営及び管理委託	区域内経費全額	2,502		0	2,502	45-6
43 知的障害者(児)施設の運営及び管理委託	区域内経費全額	8,571		0	8,571	45-7
44 知的障害者通勤寮の運営及び管理委託	区域内経費全額	239		0	239	45-8
45 心身障害者施設用地取得費貸付等事業	区域内経費全額	355		0	355	45-9
46 心身障害者(児)施設の各所整備	区域内経費全額	290		0	290	45-10
47 肢体不自由児施設等の運営	区域内経費全額	837		0	837	45-11
48 重度手当の支給	区域内経費全額	4,591		0	4,591	47-1
49 老人医療費助成	区域内経費全額	13,074		0	13,074	47-2
50 心身障害者医療費助成	区域内経費全額	9,829		0	9,829	47-3
51 公害保健対策(大気汚染医療費助成)	区域内経費全額	1,229		0	1,229	49-4
小計		86,017		0	86,017	

単位:百万円

3 の 合 計	都案	区案	都案一区案
	335,423	93,779	241,644

#### 4 大都市事務に付随する事務

単位：百万円

事業名	都案		区案		都案-区案	No.
1 公債費会計繰出金	各事業の考え方による	257,656	各事業の考え方による	148,296	109,360	53
2 用地会計繰出金	各事業の考え方による	16,531	各事業の考え方による	5,911	10,620	54
3 退職手当	大都市事務に係る人件費割合	26,487	大都市事務に係る人件費割合	16,298	10,620	55
4 人事関係の管理事務	同上	8,577	同上	3,615	4,962	56
5 その他管理事務	大都市事務に係る事業費割合	34,703	大都市事務に係る事業費割合	17,686	17,017	57
小計		343,954		191,806	152,148	

#### 5 その他

単位：百万円

項目名	都案	区案	都案-区案	No.	
財調基金充当分を控除	0	大都市事務比率	△ 22,407	22,407	—

単位：百万円

総計	都案	区案	都案-区案
	1,196,350	680,254	516,096

※ 事務分類の区側の考え方は、本資料とは一部異なるものがある(「別冊 参考資料」P.21のとおり)。

# 都が行う「大都市事務」に係る大都市一般財源

単位：百万円

区 分			一般財源総額	大都市一般財源			備 考	
				都 案	区 案	都案-区案		
地 方 税	市 町 村 税 相 当	市町村民税法人分	441,958	441,958	441,958	0		
		普通税	固定資産税	998,928	998,928	998,928	0	
			特別土地保有税	1,745	1,745	1,745	0	
			小 計	1,442,631	1,442,631	1,442,631	0	
		目的税	事業所税	89,671	89,671	89,671	0	
	都市計画税		189,809	176,516	176,516	0	都市計画交付金相当額を控除	
	国有資産等所在市町村交付金		10,734	10,734	10,734	0		
	市 町 村 税 相 当 額 計			1,732,845	1,719,552	1,719,552	0	
	府 県 税 相 当	自動車取得税	46,318	8,679	2,533	6,146	都区で見解が相違	
		軽油引取税	58,826	36,690	0	36,690	都区で見解が相違	
都民税その他		2,107,559	2,027	2,027	0	たばこ税調整額		
府 県 税 相 当 額 計			2,212,703	47,396	4,560	42,836		
合 計			3,945,548	1,766,948	1,724,112	42,836		
地 方 譲 与 税	特別とん譲与税	343	343	343	0			
	地方道路譲与税	2,302	1,530	442	1,088	都区で見解が相違		
	石油ガス譲与税	454	254	0	254	都区で見解が相違		
	航空機燃料譲与税	145	0	0	0			
計			3,244	2,127	785	1,342		
地方特例交付金			153,058	32,582	32,582	0	交付金調整額	
減税補てん債			142,379	34,374	34,374	0		
国有提供施設等所在市町村助成交付金			18	18	18	0		
交通安全対策特別交付金			4,863	1,986	933	1,053	都区で見解が相違	
総 計			4,249,110	1,838,035	1,792,804	45,231		
調整3税等を除く大都市一般財源			—	360,795	315,564	45,231		
都が留保する大都市一般財源			—	1,069,870	1,024,639	45,231		

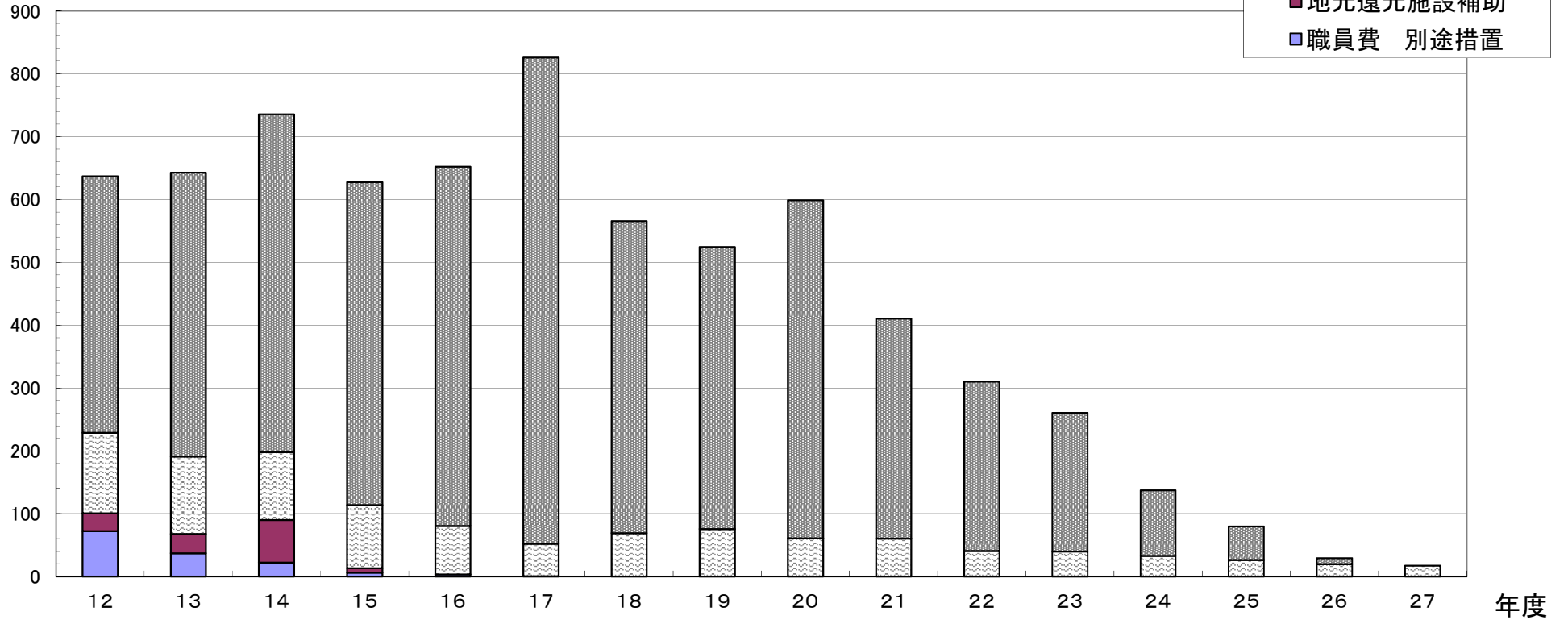
※ 調整3税等は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの（都区の共有財源）。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

現在都が負担する清掃関連4経費の推移(15年度以降は見込み)

- 都既発債償還費
- 派遣職員退職手当
- 地元還元施設補助
- 職員費 別途措置

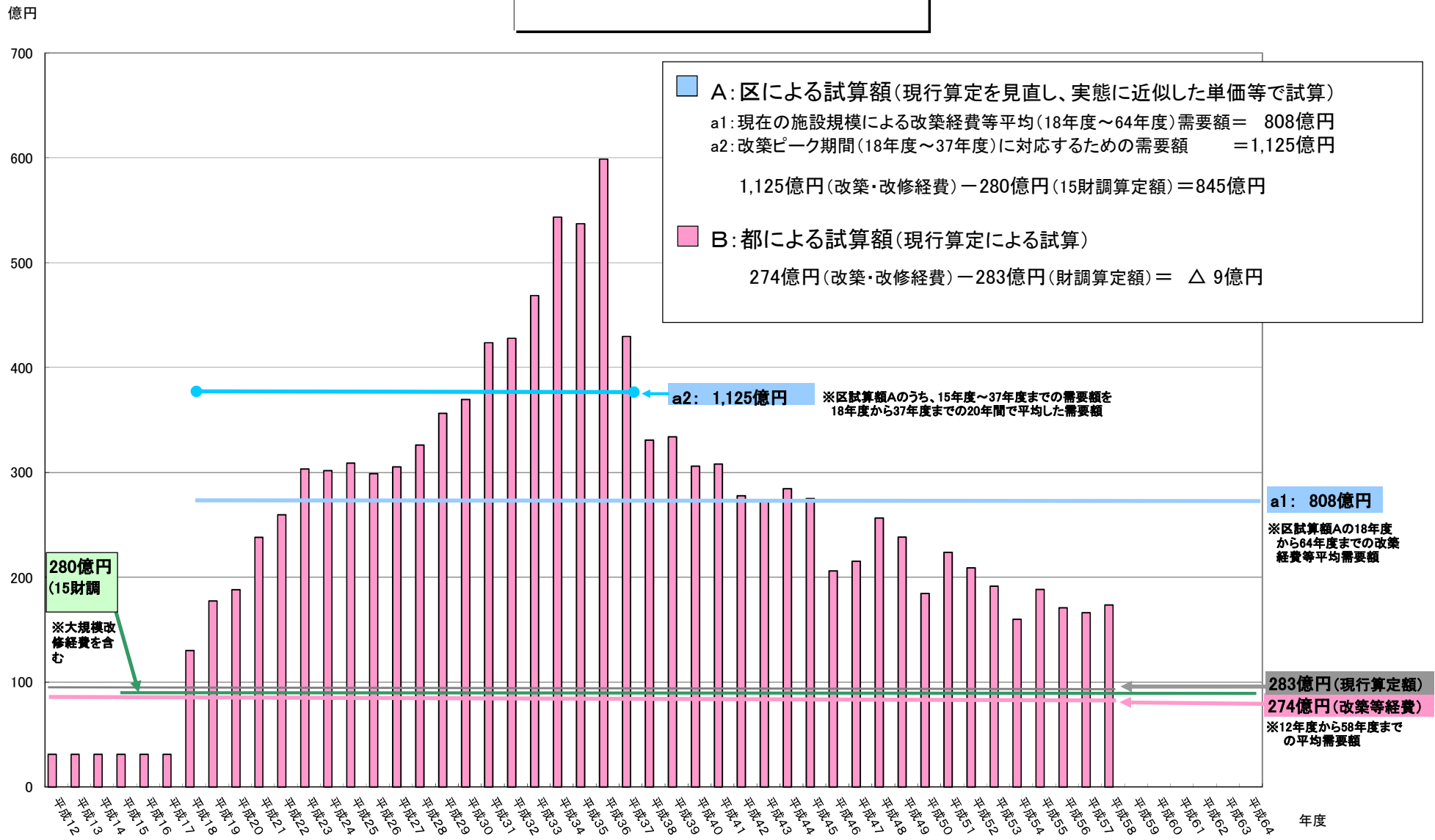
億円



(単位:百万円)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
清掃事業臨時特例交付金																
1号交付金(職員費別途措置)	7,243	3,696	2,204	606	319	29										
2号交付金(地元還元施設補助)	2,822	3,082	6,815	694												
派遣職員退職手当	12,820	12,310	10,800	10,060	7,740	5,200	6,910	7,580	6,100	6,060	4,070	3,970	3,270	2,650	1,970	1,730
都既発債償還費	40,821	45,185	53,727	51,381	57,148	77,354	49,635	44,856	53,785	34,983	26,943	22,075	10,468	5,315	944	
計	63,706	64,273	73,546	62,741	65,207	82,583	56,545	52,436	59,885	41,043	31,013	26,045	13,738	7,965	2,914	1,730

# 小中学校改築経費等の需要見込



(注1) 平成15年5月1日現在の校舎等の面積を基に、都区が試算した需要額(都=12年度から58年度までの47年間。区=15年度から64年度までの50年間)  
 (注2) 区試算額Aのうち、昭和28年度以前の築後50年以上のものは、平成15年度に合計して掲載  
 (注3) 都試算額Bのうち、平成12年度～14年度分については、改築規模及び財調算定額の実績値を反映させた需要額(12年度～17年度は、15年度から17年度まで試算額を含めた6年間の平均需要額で掲載)

## 小中学校改築等の将来需要推計について（事項別比較表）

都 区 資料 5	平成 17 年 7 月 5 日 第 8 回小中学校改築等検討会
-------------	------------------------------------

	都	区
1 改築単価	○ 当検討会で実施した「小中学校改築等実態調査」の調査基準日が平成 15 年 5 月 1 日であるため、平成 15 年度財調単価を使用 平成 15 年度財調単価 校舎 226,800 円/㎡ 屋体 220,000 円/㎡ プール 277,400 円/㎡	○ 実態調査に基づく平均単価に近い平成 9 年度財調単価を使用 平成 9 年度財調単価 校舎 355,500 円/㎡ 屋体 287,600 円/㎡ プール 512,600 円/㎡
2 対象規模	○ 実態調査に基づき平成 12 年度から平成 58 年度の間改築対象となることが見込まれる面積 <小学校> 校舎 3,970,378 ㎡ 屋体 599,071 ㎡ プール 202,079 ㎡ <中学校> 校舎 2,259,194 ㎡ 屋体 393,202 ㎡ プール 110,729 ㎡	○ 実態調査に基づく平成 15 年度現有施設面積 <小学校> 校舎 4,093,206 ㎡ 屋体 618,783 ㎡ プール 207,713 ㎡ <中学校> 校舎 2,307,220 ㎡ 屋体 407,170 ㎡ プール 113,600 ㎡
3 元利償還金	○ 将来需要推計の中では考慮していない。(標準算定の中では一定の金額を算定) —	○ 校舎改築に充当される国庫補助金の裏(75%充当・25年償還・元利均等1%) 13,185 百万円/年
4 改築サイクル	○ 平成 9 年度から平成 58 年度 50 年サイクル	○ 平成 15 年度から平成 64 年度 50 年サイクル
5 大規模改修経費	○ 平成 15 年度財調算定額 <小学校> 6,242 百万円/年 <中学校> 3,250 百万円/年	○ 平成 9 年度財調単価×平成 15 年度現有学校数×50 年分÷47 年 <小学校> 18,599 百万円/年 <中学校> 9,860 百万円/年
6 将来需要分算定期間	○ 平成 12 年度から平成 58 年度(平成 9 年度を基準とした平成 58 年度までの 50 年サイクルのうち、将来需要分として態容補正Ⅳが財調算定される期間) 47 年間	① 平成 18 年度から平成 64 年度(平成 15 年度を基準とした平成 64 年度までの 50 年サイクルを将来需要推計のベースとして、平成 18 年度からの需要額を試算) 47 年間
		② 平成 18 年度から平成 37 年度(改築需要急増期) 20 年間



	都	区
推計需要額/年	274 億円/年 ※現行算定額 280 億円 (平成 15 年度)	① 平成 18 年度から平成 64 年度の平均 808 億円/年 ② 改築需要急増期の平年度化 (平成 18 年度～平成 37 年度) 1,125 億円/年